

平成 29 年度第 3 回  
横浜市学校規模適正化等検討委員会

次第

平成 29 年 10 月 25 日（水）  
午後 2 時 00 分から  
関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室

1 開会

2 議事

(1) 部会からの報告

- ・「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会より意見書の提出

(2) 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて

3 その他

(1) 次回日程について

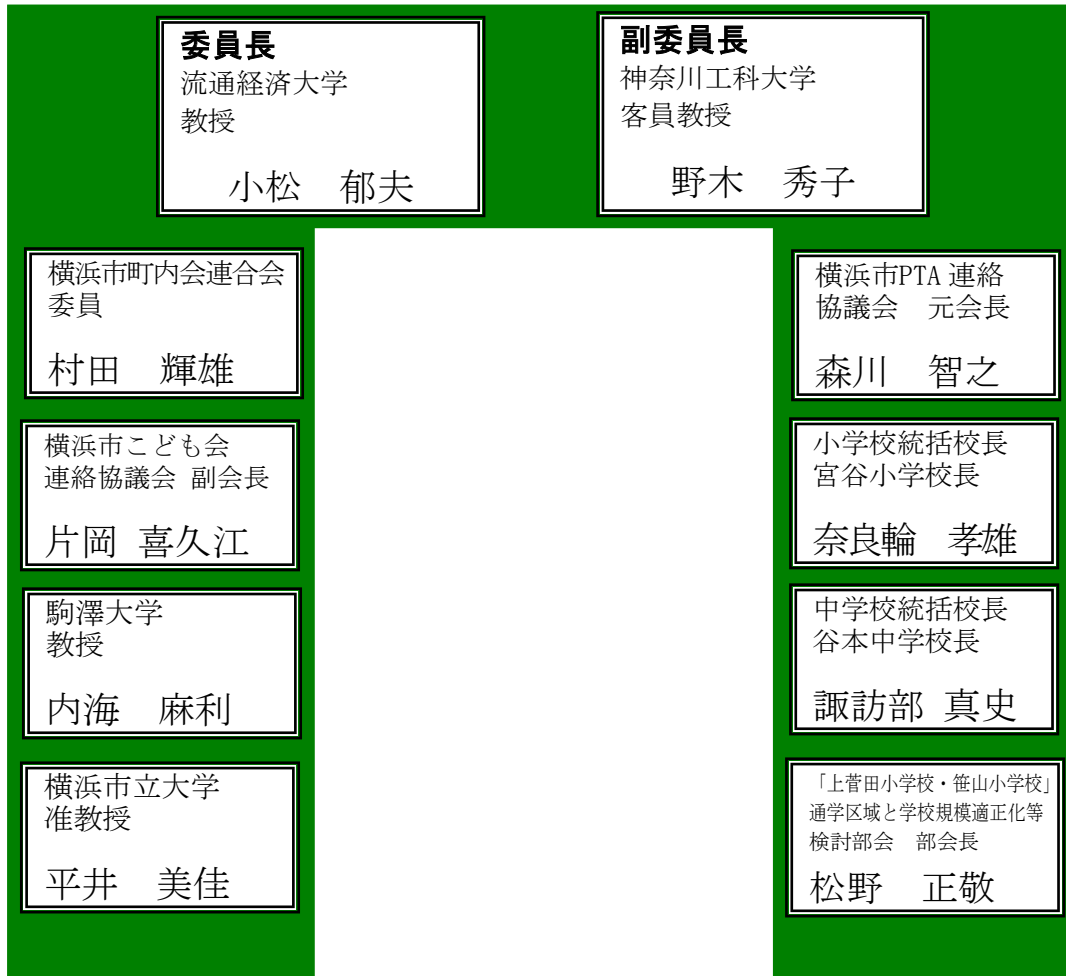
横浜市学校規模適正化等検討委員会 委員名簿 (H29. 10. 25現在)

(敬称略)

役職	氏名	所属・役割
委員長	こまつ いくお 小松 郁夫	流通経済大学社会学部 教授
副委員長	のぎ ひでこ 野木 秀子	神奈川工科大学 客員教授
委員	うちうみ まり 内海 麻利	駒澤大学法学部 教授
委員	ひらい みか 平井 美佳	横浜市立大学国際総合科学部 准教授
委員	かたおか きくえ 片岡 喜久江	横浜市子ども会連絡協議会 副会長
委員	むらた てるお 村田 輝雄	横浜市町内会連合会 委員
委員	もりかわ ともゆき 森川 智之	横浜市PTA連絡協議会 元会長
委員	ならわ たかお 奈良輪 孝雄	小学校統括校長 (宮谷小学校長)
委員	すわべ まさし 諏訪部 真史	中学校統括校長 (谷本中学校長)
臨時委員	まつの まさたか 松野 正敬	「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会 部会長

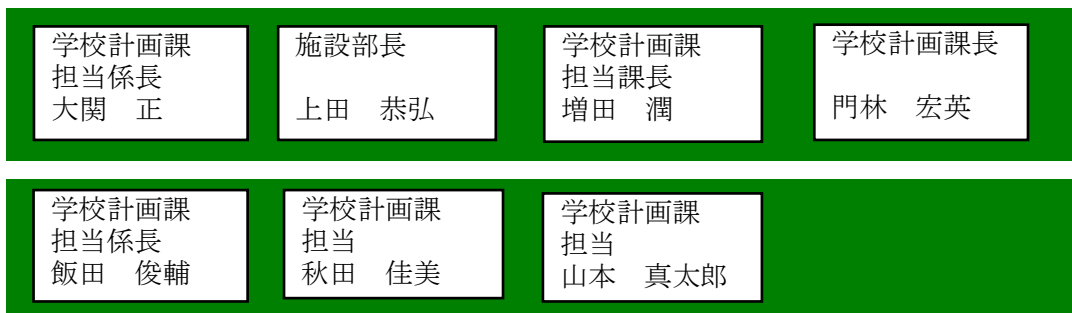
事務局	うえだ やすひろ 上田 恭弘	教育委員会事務局 施設部長
	かどばやし ひろひで 門林 宏英	教育委員会事務局 学校計画課長
	ますだ じゅん 増田 潤	教育委員会事務局 学校計画課担当課長
	おおぜき ただし 大関 正	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	いいた しゅんすけ 飯田 俊輔	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	あきた よしみ 秋田 佳美	教育委員会事務局 学校計画課担当
	やまもと しんたろう 山本 真太郎	教育委員会事務局 学校計画課担当

**平成 29 年度第 3 回  
横浜市学校規模適正化等検討委員会 座席表  
(関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室)**



事務局

事務局



記者席

傍聴席

入口

(敬称略)

「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会について

保土ヶ谷区の笹山小学校は平成 29 年 5 月 1 日時点、一般学級数 6 学級、一般学級児童数 84 名の小規模校であり、横浜市で最も児童数が少ない学校となっています。

また、今後も小規模校の状態が継続していくことが見込まれていることから、隣接校である上菅田小学校と平成 32 年 4 月に学校統合を行います。

1 「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会について

笹山小学校の適正規模化に向け、隣接する上菅田小学校との間での具体的な対応について、教育委員会からの諮問に基づき、平成 29 年 2 月 22 日の横浜市学校規模適正化等検討委員会にて、「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会を設置し、検討を進めてきました。平成 29 年 4 月より全 5 回の検討部会を開催し、このたび、部会としての意見書がまとまりましたので、横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出します。

(1) 調査審議内容

日程	検討部会	主な確認内容等	
平成 29 年度	4 月 26 日	第 1 回	・通学区域変更案や学校統合案を提示
	6 月 5 日	第 2 回	・新たな通学区域変更案や学校統合する場合の使用校舎及び通学区域案を提示
	7 月 10 日	第 3 回	・上菅田小学校と笹山小学校の統合を決定 ・現在の上菅田小学校を統合校の使用校舎及び用地に決定
	9 月 12 日	第 4 回	・統合校の学校名案の選定方法、統合校の通学区域、統合時期（平成 32 年 4 月）を決定
	10 月 16 日	第 5 回	・学校名案は「上菅田笹の丘小学校」に決定 ・意見書、通学安全に関する要望書を決定

(2) 「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会名簿（全 18 名）

(部会長) 松野 正敬	上菅田地区連合自治会 会長（上菅田自治会 会長）		
(副部会長) 三留 義一	上菅田中央自治会 会長		
堤 孝一	百合ヶ丘自治会 会長		
(部会委員) 萩原 政幸	美笹台自治会 前会長		
木幡 美代	県営笹山団地自治会 会長		
金子 久夫	上新地区連合自治会 会長（新井町自治会 会長）		
塩田 清	西谷連合町会 会長（西谷第八町会 会長）		
北岡 健之	興和台自治会 前会長		
菅田 美智子	上菅田小学校 P T A 会長	石崎 直子	上菅田小学校 P T A 副会長
市村 廣治	笹山小学校 P T A 会長	中川 美穂	笹山小学校 P T A 副会長
近藤 晶子	新井中学校 P T A 会長	山田 茂幸	上菅田中学校 P T A 会長
縣 利一	上菅田小学校 校長	三瓶 徹	笹山小学校 校長
柿沼 隆一	新井中学校 校長	関 恭雄	上菅田中学校 校長

(3) 学校統合の時期及び使用校舎について

平成 32 年 4 月に上菅田小学校と笹山小学校の両校を学校統合する。統合校の使用校舎及び用地については、現上菅田小学校を使用する。

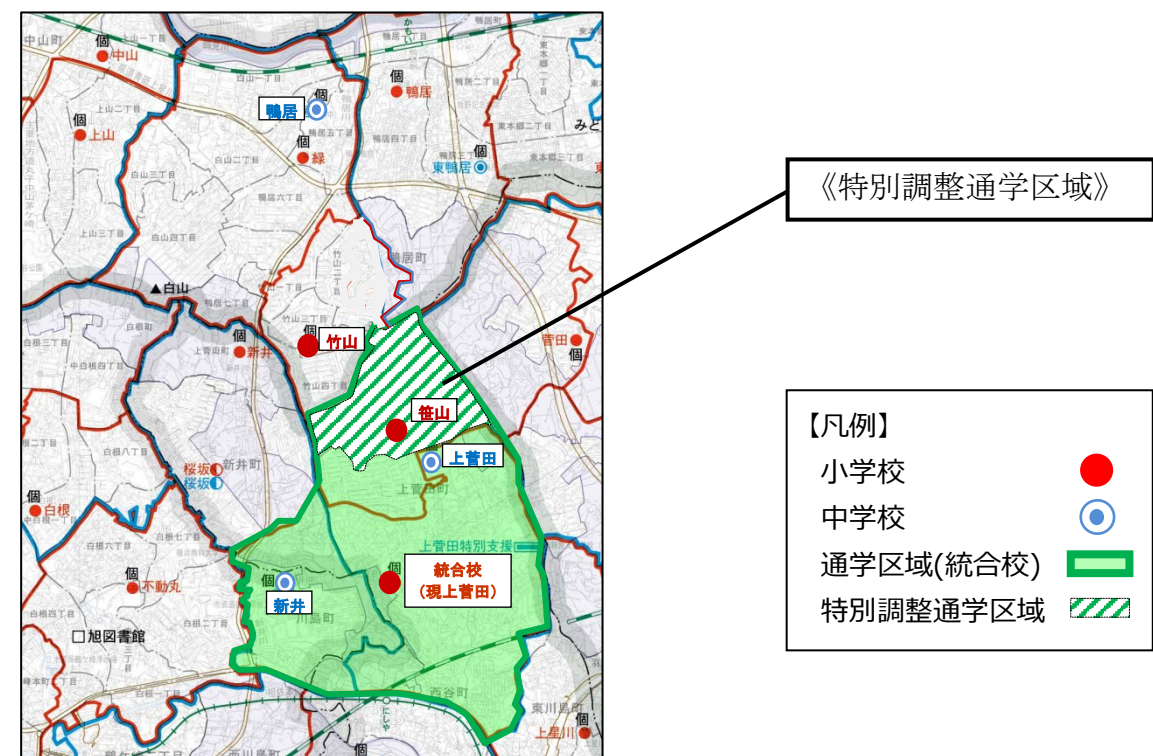
(4) 学校名案について

上菅田笹の丘小学校（かみすげたささのおか）

(5) 通学区域案について

統合校の通学区域は上菅田小学校と笹山小学校の両校の通学区域を合わせた通学区域とする。また、現笹山小学校の通学区域の一部に竹山小学校と鴨居中学校も選択できる特別調整通学区域を設定する。

<通学区域図>



(6) 学校施設の建替えについて

現上菅田小学校の施設整備については、市の方針として学校施設の建替えが決定しています。現校舎の施設配置上の課題を解消し、望ましい学校施設の整備を実現するためには、検討の場を設けて施設整備を進めていく必要があります。そのため、本部会とは別に、地域や保護者の代表者、学校関係者による検討の場を設けることとなりました。地域の声をできるかぎり反映しながら、施設の整備を進めていきます。

2 今後の予定

横浜市学校規模適正化等検討委員会から教育委員会へ答申、その後市会に横浜市立学校条例の改正について議案を提出し、市会の議決をもって統合校の学校名、統合校の開校時期等について決定します。通学区域については、教育委員会での承認後、教育委員会規則改正の手続きを進めていきます。

平成29年10月25日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「上菅田小学校・笹山小学校」  
通学区域と学校規模適正化等検討部会「上菅田小学校・笹山小学校」  
通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「上菅田小学校・笹山小学校」の通学区域と学校規模適正化等について検討するため、平成29年2月22日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、5回にわたり「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等に関わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

## 1 調査審議事項

## (1) 学校規模適正化についての考え方

児童の教育環境の維持・向上を図るため、「上菅田小学校・笹山小学校」の2校を統合することが望ましいと考えます。

## (2) 学校統合の実施方法

- ア 統合後に使用する学校施設及び用地は、現在の「上菅田小学校」が適当と考えます。
- イ 統合の時期は、平成32年4月が適当と考えます。

## (3) 統合校の学校名

統合校の名称は、「上菅田笹の丘小学校」とすることが適当と考えます。

## (4) 統合校の通学区域案

統合校の通学区域は次のとおりとします。

保土ヶ谷区	新井町1番地から113番地まで、665番地から終りまで、上菅田町1番地から1,537番地まで、西谷町653番地の1から687番地まで、688番地(国道16号以東)、691番地から694番地まで、695番地(国道16号以北)、696番地から741番地まで、742番地(国道16号以北)、743番地、745番地の2、751番地の3、925番地(国道16号以北)、926番地、927番地の2、928番地(国道16号以北)、931番地、932番地の1、934番地から940番地まで、946番地の2、946番地の3、947番地から955番地まで、956番地(国道16号以北)、958番地から1,054番地まで、1,057番地の1、1,083番地(国道16号以北)、1,084番地(国道16号以北)、1,085番地(国道16号以北)、1,086番地から1,098番地まで、1,175番地から1,188番地まで、1,189番地(国道16号以北)、1,191番地、1,192番地(国道16号以北)、1,231番地から1,236番地まで、1,244番地から1,259番地の4まで、1,259番地の11から1,259番地の16まで、1,260番地から1,279番地の2まで、1,280番地、1,281番地
旭区	川島町2,846番地から3,105番地まで、白根二丁目1番、2番、3番17号から3番19号まで、45番30号

## (5) 統合校の特別調整通学区域案

統合校の特別調整通学区域は次のとおりとします。

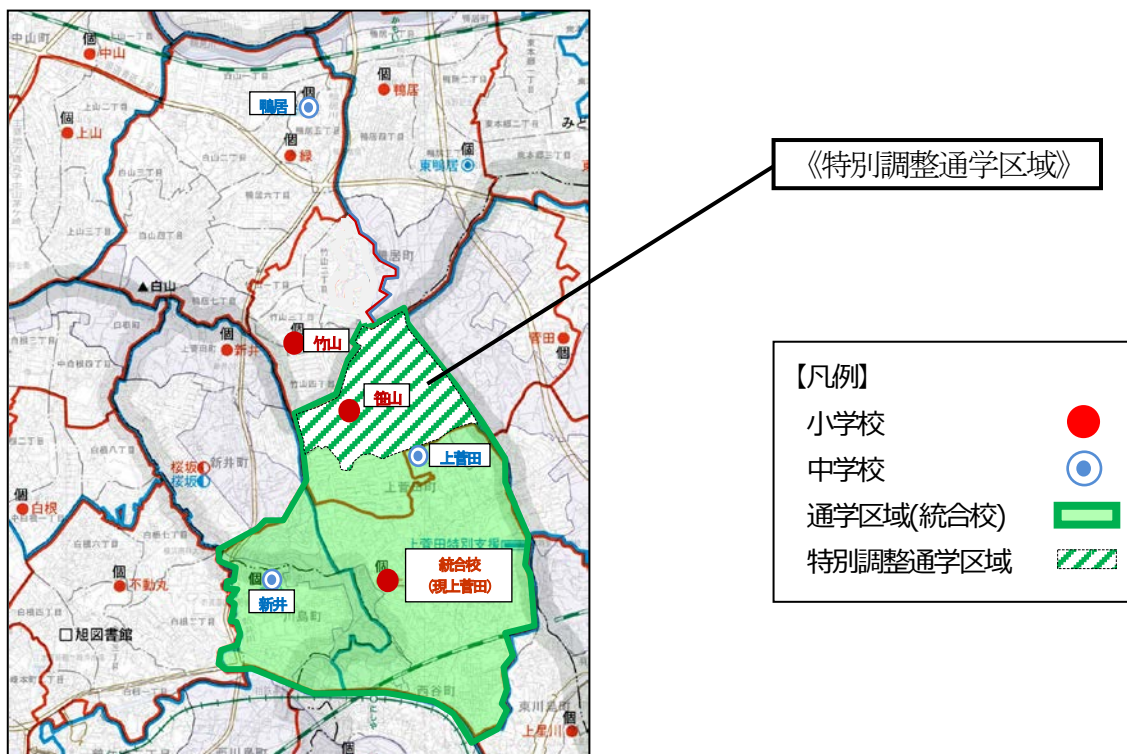
### ア 対象区域

保土ケ谷区上菅田町952番地から953番地まで、957番地から1071番地まで、1084番地から1499番地まで、1501番地から1514番地まで、1516番地から1537番地まで

### イ 関係校

【指定校】 上菅田笹の丘小学校、上菅田中学校

【受入校】 竹山小学校、鴨居中学校



## (6) 小学校の通学区域と特別調整通学区域の設定時期及び対象とする児童生徒

小学校の通学区域の設定時期は、統合校開校の平成32年4月とし、統合校の児童は、統合校の円滑な学校運営を図るため、原則として、統合校の通学区域内の小学校1年生から6年生までの児童とします。

また、特別調整通学区域の設定時期は平成32年4月とし、平成32年4月以降に小学校及び中学校に入学または転入する児童生徒を対象とします。

## (7) 統合校の通学安全の確保

統合校の通学安全の確保については、別途、「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会から関係機関へ通学安全に関する要望書を提出します。

## 2 その他、統合にあたっての要望

- (1) 統合までの期間においては、交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めていただき、通学安全への配慮など、統合校への円滑な移行を促進するようお願いいたします。
- (2) 統合校の教育環境を確保するため、地域の声などを踏まえながら、建替えを見据えた必要な施設整備を行うようお願いいたします。
- (3) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に児童が順応できるよう、統合校の教職員は、できるだけ両校の教職員を配置するよう配慮をお願いいたします。
- (4) 今回の統合により誕生する「上菅田笹の丘小学校」には、これまで2校が築いてきた歴史や伝統を引き継ぎ、できる限り卒業記念品等を含む関係資料等の保存・記録をお願いいたします。

# 「上菅田小学校・笹山小学校」 通学区域と学校規模適正化等 検討部会 ニュース

発行日：平成29年5月22日  
第1回検討部会  
日時：平成29年4月26日（水）  
10時30分から  
会場：上菅田中学校 図書室

## はじめに

笹山小学校は、横浜市で最も児童数が少ない学校（平成29年4月5日現在、一般学級児童数84名）で、今後も小規模校の状態が継続していく見込みです。そのため、隣接する上菅田小学校との間で、笹山小学校の学校規模の適正化に向けた具体的な対応を検討するため、『上菅田小学校・笹山小学校』通学区域と学校規模適正化等検討部会を設置し、第1回部会を開催しました。今後も、この部会での検討状況等については、本ニュースを発行し、関係地域や保護者の皆様にお伝えしていきます。

## ◆ 第1回検討部会での決定事項など ◆

- 笹山小学校の学校規模の適正化に向けた具体的な対応として、事務局から4つの通学区域変更案と学校統合案を示しました。
- 第2回検討部会では、事務局から提示した通学区域変更案や学校統合案をふまえ、各所属団体にて意見集約した案をもとに、具体的な対応を検討することになりました。



## 1 検討部会の運営

本検討部会は、「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会運営要領に基づき、運営していきます。

「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会運営要領（抜粋）

（調査審議事項）

第2条 部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第5条第1項の規定により、上菅田小学校・笹山小学校に関する次の各号に掲げる事項について調査審議することとし、調査審議結果をまとめた意見書を、横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出する。

- (1) 学校規模適正化に関すること
- (2) 学校統合に関すること
- (3) 使用校舎に関すること
- (4) 学校名に関すること
- (5) 通学区域に関すること
- (6) 通学安全に関すること
- (7) その他教育委員会が必要と認める事項

（会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていないときは、横浜市学校規模適正化等検討委員会が行う。

- 2 部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

## 2 検討部会の構成

部会の委員は、次の方々に決まりました。また、部会長及び副部会長につきましては、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例に基づき、次の方々に決まりました（敬称略）。

部会長	松野 正敬（上菅田地区連合自治会 会長）	
副部会長	三留 義一（上菅田中央自治会 会長）	堤 孝一（百合ヶ丘自治会 会長）
部会委員	萩原 政幸（美笹台自治会 前会長）	木幡 美代（県営笹山団地自治会 会長）
	金子 久夫（上新地区連合自治会 会長）	塩田 清（西谷連合町会 会長）
	北岡 健之（興和台自治会 前会長）	菅田 美智子（上菅田小学校PTA 会長）
	石崎 直子（上菅田小学校PTA 副会長）	市村 廣治（笹山小学校PTA 会長）
	中川 美穂（笹山小学校PTA 副会長）	近藤 晶子（新井中学校PTA 会長）
	山田 茂幸（上菅田中学校PTA 会長）	縣 利一（上菅田小学校 校長）
	三瓶 徹（笹山小学校 校長）	柿沼 隆一（新井中学校 校長）
	関 恭雄（上菅田中学校 校長）	

### 3 上菅田小学校、笹山小学校の概要

#### 【施設状況】

	上菅田小学校	笹山小学校
開校年度	昭和 38 年度 (55 年目)	昭和 48 年度 (45 年目)
親校	川島小学校	上菅田小学校
建築基準年	昭和 40 年度 (築 51 年)	昭和 47 年度 (築 44 年)

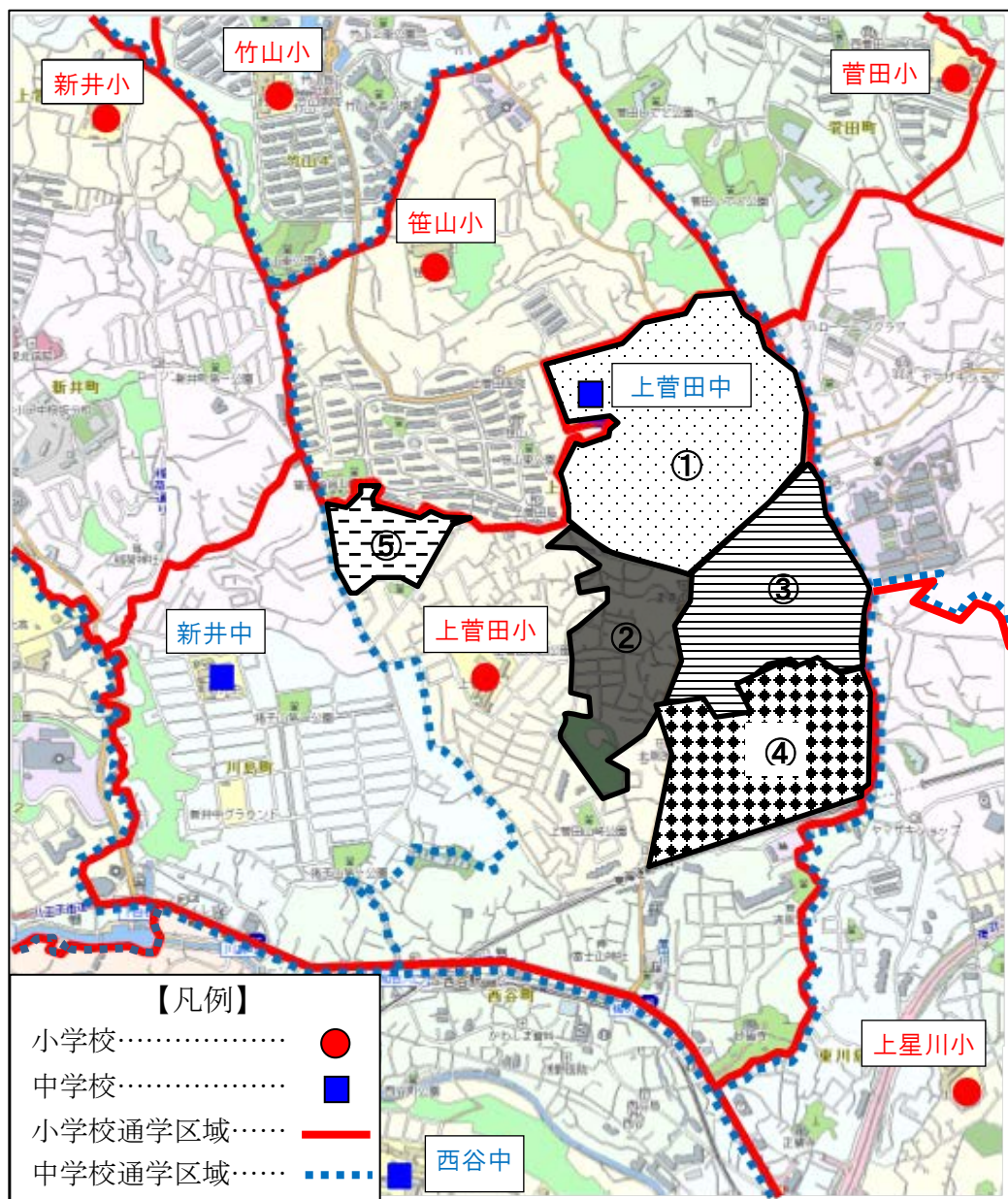
※建築基準年…1,000㎡超の建物のうち、最も古い建物（の一部）の建設年度

#### 【推計値】

上菅田小学校	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	普通教室数
児童数	707	724 (720)	735	801	815	814	804	25
学級数	22	22	23	24	25	24	24	
笹山小学校	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	普通教室数
児童数	98	94 (84)	109	107	108	116	114	16
学級数	6	6	6	6	6	6	6	

※28年度は28年5月1日現在の実数値、それ以降は28年度義務教育人口推計による推計値（一般学級のみ）。ただし、29年度の（）内は4月5日現在の実数値。

#### 【地図】



※○で囲んだ番号は次ページの通学区域案に関する区域を表しています。



#### 4 笹山小学校の学校規模の適正化に向けた検討案

笹山小学校の通学区域を変更する場合の学校規模（一般学級の児童数、学級数）の推移等を示した4つの検討案と、両校を学校統合する場合の検討案を事務局から提示しました。第2回部会では事務局から提示した5つの検討案をふまえ、各所属団体で意見集約した案をもとに、具体的な対応を検討することになりました。

※検討案1～3はH30の新1年生から変更する。検討案4はH30から新1年生が両校を50%ずつ選択、検討案5はH32に学校統合すると仮定し試算する。なお、児童数・学級数は一般学級の児童数・学級数とする。

##### 検討案1 そうてつローゼン前の道路より北側部分（左下図①）を笹山小学校の通学区域とする場合

- 笹山小学校の学級数は最大8学級となるものの、12学級以上の適正規模にならない。
- 通学区域の変更により、通学距離が長くなる地域が一部含まれることとなる。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数
上菅田小学校	707 / 22	720 / 22	717 / 22	760 / 22	751 / 23	734 / 22	709 / 21
笹山小学校	98 / 6	84 / 6	121 / 7	140 / 8	163 / 8	183 / 7	189 / 6

##### 検討案2 そうてつローゼン前の道路より北側部分（左下図①）と上菅田自治会中地区全域（左下図②③）を笹山小学校の通学区域とする場合

- 笹山小学校の学級数は最大11学級となるものの、12学級以上の適正規模にならない。
- 通学区域の変更により、通学距離が長くなる地域が多く含まれることとなる。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数
上菅田小学校	707 / 22	720 / 22	711 / 22	730 / 22	702 / 22	669 / 20	619 / 19
笹山小学校	98 / 6	84 / 6	126 / 7	167 / 8	207 / 9	242 / 10	269 / 11

##### 検討案3 そうてつローゼン前の道路より北側部分（左下図①）と百合ヶ丘自治会全域（左下図⑤）、東海道山陽新幹線より北側かつ山崎通り以東地域全域（左下図③④）を笹山小学校の通学区域とする場合

- 笹山小学校の学級数は最大14学級となり、12学級以上の適正規模となる。
- 通学区域の変更により、通学距離が長くなる地域が多数を占めることとなる。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数
上菅田小学校	707 / 22	720 / 22	672 / 21	644 / 19	578 / 18	513 / 16	439 / 14
笹山小学校	98 / 6	84 / 6	165 / 8	250 / 11	322 / 12	381 / 13	425 / 14

##### 検討案4 上菅田小学校及び笹山小学校全域に、両校のどちらかを選択できる特別調整通学区域を設定する場合

- 上菅田小学校及び笹山小学校の児童の通学経路が錯綜する。
- 児童数・学級数の見込みが立てにくいいため、計画的な学級・教員配置ができない。
- 中学校通学区域の調整が必要となる。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数
上菅田小学校	707 / 22	720 / 22	689 / 21	689 / 21	648 / 20	601 / 19	541 / 17
笹山小学校	98 / 6	84 / 6	148 / 7	206 / 9	257 / 10	302 / 10	336 / 11

##### 検討案5 上菅田小学校と笹山小学校を学校統合する場合

- 学級数が最大28学級となり、大規模校となる。
- 上菅田小学校及び笹山小学校の保有教室数以上の学級数となるため、学校施設の整備が必要となる。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数	児童数/学級数
統合校	—	—	—	—	920 / 27	928 / 28	915 / 27

- ⇒(保護者説明会の報告や笹山小学校の学校規模の適正化に向けた検討案等について、事務局から報告しました。)
- ☆「学区調整での解決が困難ならば統合」というのは、なぜ困難なのでしょう。新しく建設される住宅を笹山小の学区に変更する検討などはしているのでしょうか。
- ⇒検討案の推計は、昨年5月時点で把握している住宅開発の情報を反映しています。通学区域内での児童の偏在や、笹山小からの距離や道路事情等を考えると、通学区域の変更によって児童数が一定程度の規模で今後も推移するのは難しいのではないかと感じています。
- ☆仮に学校統合した場合、児童数が多すぎてしっかりとした教育が行き届かないのではないかと思います。今後住宅が建っていくので、もう少し様子を見ていただきたいと思います。
- ⇒今後も小規模な住宅開発はあると思いますが、一方で、子どもの数が減っているところもあるため、通学区域の変更や学校統合の検討を進める必要があると思います。
- ☆住宅開発で転入してくる方にどちらの学校に通うのかを説明することになるので、この部会ではどのようなスケジュールで検討するのか伺いたいです。
- ⇒これまでの検討部会では約1年弱で検討を進めている例が多いです。本部会においても、笹山小の学校規模適正化については、12月くらいには結論を出せればと考えております。
- ☆小学校の通学区域は何キロ以内とか、そういう規制はあるのでしょうか。
- ⇒小学校については徒歩を原則として、おおむね2キロ以内と定めており、笹山小を起点に2キロ以内となる範囲で通学区域を広げるシミュレーションを提示しております。
- ☆横浜市には通学区域特認校は5校あります。笹山小学校が特認校になるための方法はないのでしょうか。
- ⇒「パイオニアスクールよこはま」の指定を受けた実績がある学校の中から市内で5校指定しています。この地域で特認校制度を導入し、通学区域外から入学者を募集するという考えもあり得るかもしれませんが、募集してもなかなか集まらないのが実情で、それによる大きな児童数の変動は期待できません。まずは、上菅田地区全体として学校をどうしていくのかを考え、議論していくことが必要ではないかと思います。
- ☆これから上菅田を担っていく子どもたちのことを中心に考えて、将来の上菅田町のあり方や、地域と学校との関係など、いろいろな角度から子ども達にとって何がいいのか、これからの学校のあり方などを検討していただきたいと思います。
- ☆西谷駅周辺の開発によりこれからどう変わっていくかを踏まえて結論を出せればよいと思います。
- ☆各学校の特徴をお聞きしたいです。通学区域を変えるにしても、学校統合するにしても、みんながよく両方の学校のことを知ったうえで、検討していただけたらと思います。

## ◆第2回検討部会について

日 時：平成29年6月5日(月)10時30分から

会 場：上菅田中学校 図書室

検討内容：通学区域案について 等

## ◆傍聴について

会議は非公開とすることを決定しました。

## ◆「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議案内や会議録、ニュースについては、ホームページからご覧になれます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakku/shoukibo/20170418122655.html>

## ◆事務局(お問い合わせ先)

広く皆さまからのご意見やご質問を受け付けております。

ご意見やご質問は、EメールまたはFAXにてお願いいたします。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-hodogaya2017@city.yokohama.jp

F A X：045-651-1417

T E L：045-671-3253



# 「上菅田小学校・笹山小学校」 通学区域と学校規模適正化等 検討部会 ニュース

発行日：平成29年6月26日  
第2回検討部会  
日時：平成29年6月5日（月）  
10時30分から  
会場：上菅田中学校 図書室

## ◆ 第2回検討部会での決定事項など ◆

- 事務局から新たな通学区域変更案や学校統合する場合の使用校舎及び通学区域の案を提示しました。また、笹山小学校の学校規模の適正化を図るためには、通学区域の変更では困難であり、両校の将来的な学校統合が望ましいと提案しました。
- 各所属団体からは、将来的な両校の学校統合を見据えて、上菅田町の新しい学校づくりを考えていく必要があるとの多くのご意見をいただきました。
- 一方で、通学区域変更案での対応や学校統合への反対、学校統合する場合の通学距離などへの配慮が必要とのご意見もありましたので、第3回検討部会で、改めて通学区域変更案や学校統合案を検討し、決定することとなりました。



## 1 笹山小学校の学校規模の適正化に向けた検討案

第1回検討部会での各委員からのご意見等を踏まえ、新たな通学区域変更案（検討案6）と学校統合する場合の使用校舎や通学区域の案（検討案5の補足説明）を提案しました。

**検討案6** 笹山小学校を通学区域特認校<sup>※</sup>とし、今後の住宅開発を笹山小学校の推計値に反映する場合

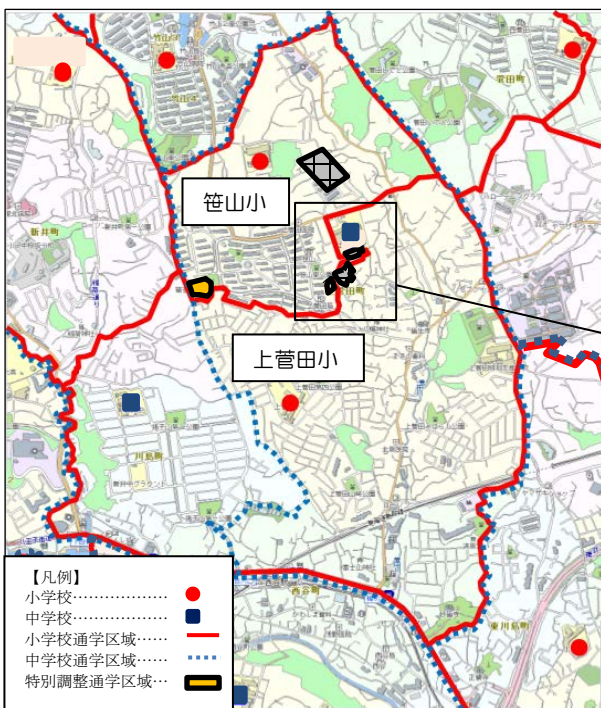
- 笹山小学校の学級数は6学級のままで、12学級以上の適正規模にならない。
- 通学区域特認校は、通学区域外から児童が通学するため、通学安全面の対応を検証する必要がある。

笹山小学校	H29	H30	H31	H32	H33	H34	普通教室数
児童数	84	130	130	134	145	146	16教室
学級数	6	6	6	6	6	6	

※29年度は29年5月1日現在の実数値、それ以降は28年度義務教育人口推計による推計値（一般学級のみ）。

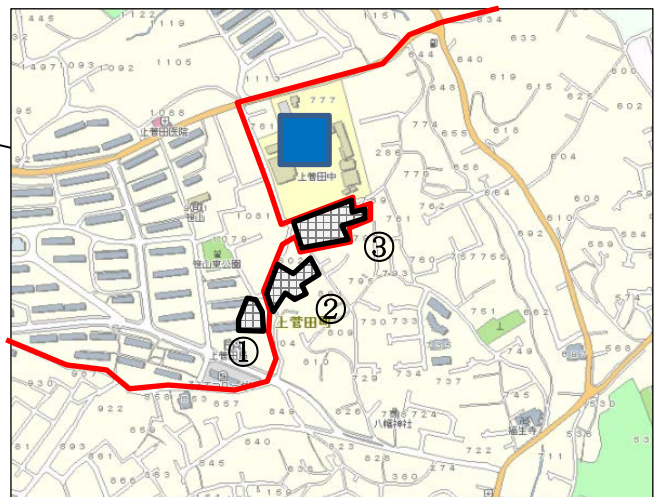
※笹山小学校を30年度から通学区域特認校に指定し、年5名（実績値の最大人数）ずつ入学すると仮定し、今後の住宅開発は29年度入居とし、30年度の推計から反映。

※通学区域特認校とは、「パイオニアスクールよこはま」（新たな取組に挑戦し、時代に応じた教育の実現や地域の特性に応じた教育等を提供するモデル校）の指定を受けた実績がある学校の中から、教育委員会が指定しています。



< 今後の住宅開発 >

- ①上菅田郵便局隣接地（戸建住宅12戸）
  - ②上菅田中学校付近（戸建住宅17戸）<sup>※</sup>
  - ③上菅田中学校付近（戸建住宅20戸）
- ※②は、笹山小学区に隣接する上菅田小学区



## 2 笹山小学校の学校規模の適正化に向けた検討案

### 横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（抜粋）

小規模校の問題を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的・効率的な学校経営を行うために、地域と十分に調整を図り、保護者・地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更等を行い学校規模の適正化を推進する。

また、通学区域の変更・弾力化等が実施できない場合や実施によっても小規模校が解消しない場合については、学校の統合について検討を進めることとする。



### 笹山小学校と周辺校との通学区域の変更等を検討

#### 《通学区域の変更等による学校規模の適正化について【笹山小学校】》

- 笹山小学校の周辺校としては、上菅田小学校、新井小学校、菅田小学校、竹山小学校がありますが、上菅田小学校以外は、34年度の推計期間中に11学級以下の小規模校となる見込みであり、通学区域の変更等が難しい状況にあります。
- 上菅田小学校の通学区域の一部を笹山小学校の通学区域に変更し、12学級以上となる適正規模校とするためには、現在よりも通学距離が長くなる地域を多数含めて変更しなければ実現することはできません。
- 以上の理由から、笹山小学校については、通学区域の変更等による学校規模の適正化は難しいと考えています。



### 事務局としての考え方

- **笹山小学校の学校規模の適正化を図るためには、両校の将来的な学校統合が望ましい。**

### 検討案5（学校統合案）の補足説明 上菅田小学校と笹山小学校が将来的に学校統合する場合

- 学校統合する場合は、上菅田小学校、笹山小学校の両校を閉校し、新たに統合校を開校することになります。
- 学校統合に伴って検討すべき事項としては、①使用校舎②通学区域③施設整備④統合時期⑤学校名案⑥通学安全対策などがあります。

① 使用校舎	上菅田小、笹山小のどちらの校舎を使用するか検討します。
② 通学区域	統合校の通学区域を検討します。
③ 施設整備	学校統合に伴い、児童の受入れに必要な施設整備を検討します。
④ 統合時期	施設整備や交流に必要な期間等を踏まえ、統合時期を検討します。
⑤ 学校名案	統合校の学校名案を検討します。
⑥ 通学安全対策	統合校に必要な通学安全対策を検討します。

### ■基本情報

	上菅田小	笹山小
開校年度	S38（54年目）	S48（44年目）
親校	川島小	上菅田小
建築基準年	S40年度（築50年）	S47年度（築43年）
用途地域	第1種低層住居専用地域	なし（市街化調整区域）
校地面積	16,859 m <sup>2</sup>	13,833 m <sup>2</sup>
グラウンド面積	4,664 m <sup>2</sup>	2,564 m <sup>2</sup>

## 使用校舎（案）

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」では、適正な通学距離について、徒歩での通学を前提に、小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内と定めています。

上菅田小学校校舎を使用する場合、現笹山小学区の中で、最大約1.9kmの通学距離となる地域がある一方、笹山小学校校舎を使用する場合、現上菅田小学区の中で、最大約2.4kmの通学距離となる地域があります。通学距離が横浜市の基本方針の基準内に収まり、校地面積も広い、現上菅田小学校校舎の使用が望ましいと考えます。

## 統合校の通学区域（案）

笹山小は上菅田小から分離新設した経緯があること等から、上菅田小と笹山小の両校の通学区域を合わせた通学区域を基本とすることが望ましいと考えます。ただし、統合校の通学区域が広がることから、通学距離等に配慮して周辺校との特別調整通学区域※の設定についても併せて検討することが望ましいと考えます。

※特別調整通学区域とは

指定校のほか、受入校として指定された学校のいずれかを希望により自由に選択できる区域

## 3 主な質問や発言

第1回部会で事務局から提示した通学区域変更案や学校統合案等を踏まえ、各所属団体にて集約した意見を発表していただきました。

（凡例 ☆：各委員からの発言 ⇒：事務局より説明）

- ☆ 小学校に通う子どもたちは同じ地域であることが前提だと思うので、上菅田地域の中で、どうすれば子どもたちにとって良いかを考えていくのがいいと思います。
- ☆ 検討案4では、新幹線のガード下まで通学区域の変更対象に入っていますが、そこまで変えてしまうと、子どもたちが学校に通うのに負担になると思います。
- ☆ 子どもたちについてもそうですが、保護者の負担についても加味しなければならないと思います。大人数だからできることが、笹山小ではできていないこともあります、その逆もあると思います。
- ☆ 学校にはそれぞれ長所や、短所がありますので、笹山小を無くしてほしくないというのが率直な感想です。そうはいっても、どうにかしなければいけない状況で、上菅田地域の中で、皆さんが仲良くしていくにはどうすればいいのでしょうか。
- ☆ もし統合となった場合、上菅田中学校に1つの小学校からそのまま進学するので、子どもたちの目線からすると、中学校で新たな友を得る魅力が薄れてくるのではないかと思います。
- ☆ 統合も良いかとは思いますが、過去の統合では、通学に時間がかかるようになってしまった、という話を聞きました。統合となれば、そういう点も、子どもの目線になって考えてあげたほうが良いと思います。
- ☆ 通学区域を適正な学校規模になるような区域で区切り、新1年生から適用して、何年後かには同じ規模になるようにするのが良いと思います。
- ☆ 現状のままが良いのではないかというご意見もありますが、現実はその簡単にいかない部分もあります。仮に統合する場合、今の上菅田小学校の校舎を利用するならば、笹山小学校の子どもたちの通学距離も考えなければいけないと思いますので、そういった配慮をきちんとしていただく必要があると思います。
- ☆ 笹山小学校側、上菅田小学校側それぞれの考えがあると思います。通学距離の話が出ましたが、一番大事なのは子どもの安全、安心が守れるかということです。また、もし統合することになった場合、自分が通っている学校の名前がなくなったときに、どうなのかと思いますが、子どもたちは、大人が考えているよりも、自分の力で環境に適応できると思います。

- ☆ 笹山小学校は地域防災拠点にもなっており、コミュニティハウスもあります。そのため、私はできるだけ笹山小学校を残してほしいと思っています。
- ☆ 笹山小学校に通っておられる方たちに聞くと、お子さんたちは非常に満足されています。横浜市外では、1学年1学級の学校はたくさんあると思います。でも、横浜市では、横浜市の基準に基づかなければいけないことはやむをえないと思いますし、一つの見通しとして、横浜市教育委員会が作った案は尊重するのですが、上菅田町がこれからどのように発展していくのかを考え、できれば笹山小学校を残していただきたい、というのが住民の思いです。ただ、残せないということであれば、統合という方向性で検討したいと思います。
- ☆ 「適正化とは何か」ということについて、住民の方々が理解されていない部分があるので、より詳細な説明が必要だと思っています。今後の日本の人口統計を考えると、いずれ子どもは減るので、このエリアの中で複数の学校があることが困難になる時代が必ず来ると思います。もし学校を一つにすることになれば、それぞれの学校の歴史や風土など、今までの経緯を真っ白にして、まったく新しいものをつくるという考え方でまとめたほうが受入れやすいと思います。
- ☆ 学区調整の検討案については、1～4案ありますが、非常にまとまりにくいのではないかと思います。子どもの観点からすれば、人間関係、人格を高めていく6年間の中で、大勢の中で揉まれることも一つの教育だと思うので、この学校規模の適正化を進めていったほうがよいと思います。そこで、地域住民である私たちが地域に開かれた学校をつくっていきたいと思います。
- ☆ この会議は、子どもたちが検討の中心だと思います。これからの上菅田町、これからの日本を背負って立つ子どもたちの教育を考えると、上菅田町に保土ヶ谷区のモデル校をつくれればよいと思います。そのためには統合して、両方の学校が閉校して新しい学校をつくるという形になるかだと思います。その次の段階の議論としては、子どもたちが本当に安心して通えるような学校について検討するべきだと思います。
- ☆ 統合することに対して、絶対に反対ではありませんが、もうしばらく住宅開発も含めたうえで様子を見てはどうかと思います。
- ☆ 将来、新しい学校をつくるという観点で、統合した場合にはどういうプランがあるのかなということを、議論していきたいと思っています。

### 3 検討部会に寄せられた主な意見・質問

- (1) 笹山小の通学区域を広げる検討案が採用された場合でも、きょうだいは別々にならないよう配慮してほしい。
- (2) 遠い小学校に通わなければならないような検討案は受け入れることはできない。竹山小学校や菅田小学校と笹山小の通学区域を調整することはできないのか。
- (3) 笹山小学校を残してほしい。
- (4) 会議はなぜ非公開なのか。上層部だけで勝手に決められてしまうことに疑問を感じる。通学区域が変わっても、子どもを安心して通わせられる措置を必ず取ってほしい。

#### ◆第3回検討部会について

日 時：平成29年7月10日(月)10時30分から

会 場：上菅田中学校 図書室

検討内容：学校規模適正化等について

#### ◆傍聴について

会議は非公開とすることを決定しました。

#### ◆「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議案内や会議録、ニュースについては、ホームページからもご覧になれます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakku/shoukibo/20170418122655.html>

#### ◆事務局(お問い合わせ先)

広く皆さまからのご意見やご質問を受け付けております。

ご意見やご質問は、EメールまたはFAXにてお願いいたします。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-hodogaya2017@city.yokohama.jp

FAX：045-651-1417

TEL：045-671-3253



# 「上菅田小学校・笹山小学校」 通学区域と学校規模適正化等 検討部会 ニュース

発行日：平成29年8月7日  
 第3回検討部会  
 日時：平成29年7月10日（月）  
 10時30分から  
 会場：上菅田中学校 図書室

## ◆ 第3回検討部会での決定事項など ◆

- 事務局から適正な学校規模の考え方について、国の基準や他の政令指定都市の状況も含めて説明しました。また、事務局から笹山小学校の学校規模の適正化を図るための方策として、2つの通学区域変更案と学校統合案を提示しました。
- 各所属団体からご意見をいただいた結果、通学区域変更案では対応が困難であることを確認しました。
- 本部会の方針としては、上菅田小学校と笹山小学校の両校を学校統合することを決定しました。また、学校統合に伴う統合校の使用校舎及び用地については、上菅田小学校を使用することを決定しました。第4回検討部会では、統合校の通学区域や学校名の決定方法等について検討していきます。



## 1 適正な学校規模の考え方について

国の基準では、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準としていることや、16の政令指定都市が横浜市と同様に、12学級以上24学級以下を適正な学校規模としていること等を説明しました。

		11   12		24   25		30   31 (学級数)	
小学校	小規模校		適正規模校		大規模校		過大規模校
中学校	小規模校	準小規模校					
	8   9	11   12	24   25		30   31 (学級数)		

『横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針』より抜粋

## 2 笹山小学校の学校規模の適正化に向けた通学区域変更案

笹山小学校の学校規模の適正化を図るための通学区域変更案としては、第1回検討部会で提示した「検討案2」または「検討案3」のいずれかの案を実施する必要があること等を説明しました。

各所属団体からの意見を踏まえ、通学距離が長くなるなどの理由から、いずれの検討案も対応は困難であることを確認しました。

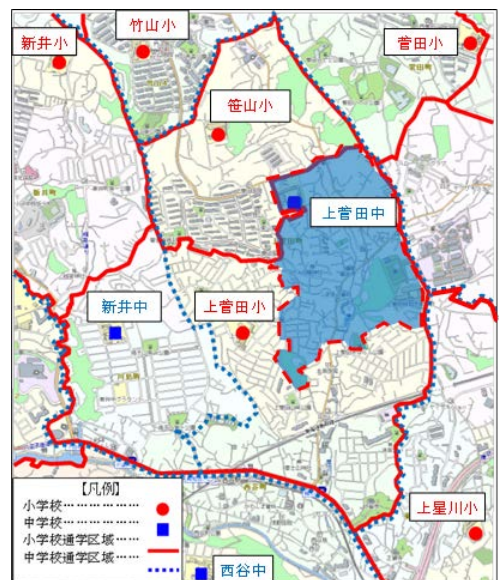
### 検討案2 上菅田自治会上地区、中地区、上菅田中央自治会全域を笹山小学校の通学区域とする場合

- 笹山小学校の学級数は最大11学級となるものの、12学級以上の適正規模にならない。
- 通学区域の変更により、通学距離が長くなる地域が多く含まれることとなる。

学校名		28	29	30	31	32	33	34
上菅田小	児童数	707	720	711	730	702	669	619
	学級数	22	22	22	22	22	20	19
笹山小	児童数	98	84	126	167	207	242	269
	学級数	6	6	7	8	9	10	11

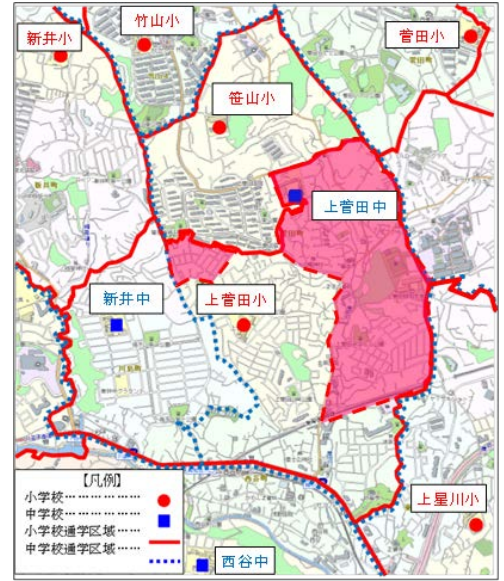
※H28年度推計値をもとに算出。

※H30の新1年生から通学区域を変更すると仮定し算出。



**検討案 3** 上菅田自治会上地区、上菅田中央自治会、芙蓉ヶ丘自治会、富士見丘自治会、百合ヶ丘自治会全域と上菅田自治会中地区、下地区、上菅田南自治会の一部を笹山小学校の通学区域とする場合

- 笹山小学校の学級数は最大 14 学級となり、12 学級以上の適正規模となる。
- 通学区域の変更により、通学距離が長くなる地域が多数を占めることとなる。



学校名		28	29	30	31	32	33	34
上菅田小	児童数	707	720	672	644	578	513	439
	学級数	22	22	21	19	18	16	14
笹山小	児童数	98	84	165	250	322	381	425
	学級数	6	6	8	11	12	13	14

※H28 年度推計値をもとに算出。

※H30 の新 1 年生から通学区域を変更すると仮定し算出。

**3 笹山小学校の学校規模の適正化に向けた学校統合案**

上菅田小学校（保有教室数：25 教室）と笹山小学校（保有教室：16 教室）の両校が平成 32 年 4 月に統合する場合、統合校の使用校舎として、いずれの学校の校舎を使用するとしても、教室不足となります。教室不足を解消する学校施設の整備手法としては、既存校舎の内部改修で対応する以外には、「増築工事」と「建替えを含めた大規模改修工事」が考えられます。

**検討案 5** 笹山小学校と上菅田小学校を統合し、統合校が平成 32 年 4 月に開校する場合

年度	28	29	30	31	32	33	34
児童数	—	—	—	—	920	928	915
学級数	—	—	—	—	27	28	27

※H28 年度推計値をもとに算出。

**《学校施設の整備手法》**

整備手法	メリット	デメリット
増築工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工期が 1 年～1 年半程度で、建替えを含めた大規模改修工事よりも短い。</li> <li>・既存の校舎を活用しながら工事をすすめることができるため、授業や学校生活への影響が比較的少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築棟校舎を建設することで、グラウンドがさらに狭あい化する。</li> <li>・老朽化した既存校舎が残り、複雑で非効率な校舎配置が解消しない。</li> </ul>
建替えを含めた大規模改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した学校施設に本格的に手を入れることで、安全・安心な教育環境を確保できる。特に建替えの場合は、敷地にあわせて校舎配置や教室のレイアウトなどを工夫することで、飛躍的に教育環境の向上が見込まれる。</li> <li>・校舎配置等を工夫することで、現状より広いグラウンド面積の確保が見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工期が少なくとも 2 年にかかるので、増築工事よりも学校生活への影響が長期に及ぶ。</li> <li>・大規模改修などの期間中は、既存校舎の機能に制約が生じる可能性がある。 (例) 放課後キッズクラブの活動や学校開放に制限が生じるなど</li> </ul>



## 《整備スケジュール（イメージ）》

整備スケジュール	H29	H30	H31	H32	H33	H34
増築工事		設計	設計	工事	工事	
建替えを含めた大規模改修工事		設計	設計	工事	工事	

※工事の進め方や内容によっては工事期間が変更となる場合があります。

## 《学校施設の状況》

### 上菅田小

上菅田小学校には築 50 年の校舎があり、敷地 16,859 m<sup>2</sup>（第一種低層住居専用地域）、グラウンド面積 4,664 m<sup>2</sup>と比較的広い敷地を有しています。

しかし、校舎が複雑な構造となっているほか、校地の中央に体育館やプール棟が配置されているため、グラウンドが分断されています。上菅田小学校校舎を使用する場合、現笹山小学区の中で、最大約 1.9 kmの通学距離となる地域があります。

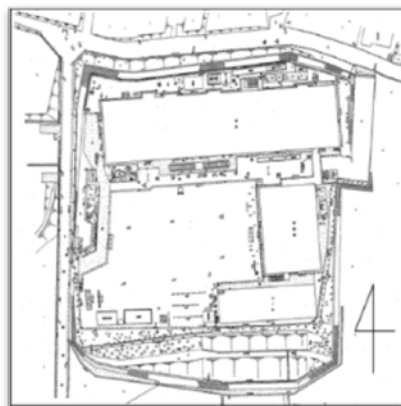


### 笹山小

笹山小学校には築 43 年の校舎があり、敷地 13,833 m<sup>2</sup>（市街化調整区域）と比較的広い敷地を有しています。

また、校舎の配置はL字型に整っているため、効率的な校舎配置になっていますが、法面部分もあり、グラウンド面積は 2,564 m<sup>2</sup>程度と狭いので、横浜市の標準を下回っています。

笹山小学校校舎を使用する場合、現上菅田小学区の中で、最大約 2.4 kmの通学距離となる地域があります。



## 4 主な発言や意見

各委員から、事務局から提示しました通学区域変更案や学校統合案に対し、発言等をいただきました。

（凡例 ☆：各委員の発言 ⇒：事務局の説明）

- ⇒ 将来にわたり、笹山小学校が 12 学級以上の適正規模校として推移するためには、「検討案 2」や「検討案 3」に示す通学区域の変更が必要ですが、いずれの案も通学距離が長くなる地域が多く、通学区域変更案での対応は困難ではないかと考えます。上菅田小学校と笹山小学校の両校を学校統合する場合には、校地面積が広く、通学距離が市の基準（片道 2 km 以内）に収まることなどから、現上菅田小学校を使用校舎とすることが望ましいと思います。また、通学区域については、笹山小学校は上菅田小学校から分離新設した経緯があることなどから、上菅田小学校と笹山小学校の両校の通学区域をあわせた通学区域を基本とすることが望ましいと考えます。
- ☆ 統合で対応するにしても、学区調整で対応するにしても、自分の理念を持ち、冷静に結論を出すことが大切だと思います。
- ☆ 笹山小学校の小規模化を解消するには、かなり広い通学区域を変更する必要があり、保護者からの反対意見が予測されることから、通学区域の変更で対応するのは難しいと思います。
- ☆ 通学区域変更案については、私の地域は上菅田小学校のほうが近いので、地域で話をまとめるのは難しいと思います。
- ☆ 新幹線の高架下のあたりから笹山小学校の通学区域に変更すると、保護者からの反対があると思うので、統合の方向で考えていくべきだと思います。

- ☆ 通学区域変更案は、上菅田小学校が近くにあるのに、そこを越えて通学することになる地域があるため、通学区域変更での対応には反対します。
- ☆ 上菅田小学校を横目に見て笹山小学校へ通うことが、本当に子どもたちにとっての安全安心になるのだろうかと思います。
- ☆ 上菅田地区に新しい小学校をつくるという視点で、話し合うことが大切だと思います。
- ☆ 通学区域変更での対応については、通学路を細かく確認しなければいけないし、保護者から反対が出ると思うので、無理だと思います。
- ☆ 大人数の集団の中に、少人数の笹山小学校の子どもたちが入っていくことに、保護者の不安がすごく大きいと思います。
- ☆ 上菅田小学校の保護者も笹山小学校の保護者も、みんなで仲良くやっていけるようにできれば、一番いいのではないかと思います。
- ☆ 笹山小学校の保護者の反対意見は受け入れられないのでしょうか。学校統合には反対ではありませんが、今、学校統合すべきではないと思います。これから適正規模に近づくような時期ではないかと思います。
- ☆ 保護者は、学校統合したらどういう新しい学校になるのかということに興味があるので、結論だけではなく、今後の学校づくりについて保護者に伝わるようにするのが大事だと思います。
- ☆ 学校統合するのであれば、新しく全部建替えてほしいので、統合校の学校用地については、上菅田小学校の土地を使用してほしいと思います。
- ☆ 通学区域変更案で対象となっている地域代表の方のご意見を伺ったところ、住民の賛成は得られないという意見でした。私も通学区域変更は無理なのではないかと思います。

#### 《本部会の方針》

- 通学区域の変更で対応することは困難であることから、上菅田小学校と笹山小学校の両校を学校統合することを決定します。
- 学校統合に伴う統合校の使用校舎及び用地については、上菅田小学校を使用することを決定します。

## 5 検討部会に寄せられた主な意見・質問

- ・上菅田小学校はこれから児童が増えるため、学校統合ではなく学区変更を考えてほしい。

#### ◆第4回検討部会について

日時：平成29年9月12日（火）10時30分から

会場：上菅田中学校 図書室

検討内容：学校規模適正化等について

#### ◆傍聴について

会議は非公開とすることを決定しました。

#### ◆「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議案内や会議録、ニュースについては、ホームページからご覧になれます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakku/shoukibo/20170418122655.html>

#### ◆事務局（お問い合わせ先）

広く皆さまからのご意見やご質問を受け付けております。

ご意見やご質問は、EメールまたはFAXにてお願いいたします。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-hodogaya2017@city.yokohama.jp

FAX：045-651-1417

TEL：045-671-3253



# 「上菅田小学校・笹山小学校」 通学区域と学校規模適正化等 検討部会 ニュース

発行日：平成 29 年 10 月 2 日  
第 4 回 検 討 部 会  
日 時：平成 29 年 9 月 12 日（火）  
10 時 30 分から  
会 場：上菅田中学校 図書室

## ◆ 第4回検討部会での決定事項など ◆

- 統合校の学校名案の選定方法は、上菅田小学校と笹山小学校の児童及び両校の通学区域にお住まいの方から公募する「公募方式」とし、公募結果を参考に次回の検討部会で学校名案を決定することとなりました。
- 統合校の通学区域案は、上菅田小学校と笹山小学校の通学区域を合わせた区域とし、現笹山小学校の通学区域のうち、上菅田自治会上地区と美笹台自治会の区域を竹山小学校と鴨居中学校も選択できる特別調整通学区域とすることに決定しました。
- 統合校の通学区域案に基づき、実際に歩いて危険箇所等を確認するため、通学安全点検を実施することとなりました。
- 統合校の統合時期は、平成 32 年 4 月に決定しました。
- 統合後の現上菅田小学校の施設整備については、本部会として、建替えを要望することが決まりました。  
また、施設整備の具体的な検討については、本部会とは別に新たな検討の場を設けることとなりました。



## 1 統合校の学校名案の選定方法について

統合校の学校名案の選定方法は、上菅田小学校と笹山小学校の児童及び両校の通学区域にお住まいの方から公募する「公募方式」と、検討部会の委員のみで検討する「部会検討方式」がありますが、本部会では、「公募方式」に決定しました。

公 募 方 式	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上菅田小学校と笹山小学校の児童及び両校の通学区域にお住まいの方から、統合校の学校名案を公募する。</li> <li>2 両校の児童には、学校でアンケート用紙を配付し、学校名案を公募する。</li> <li>3 両校の通学区域にお住まいの方には、当該ニュースに挟み込む形でアンケート用紙を配付し、郵送や FAX、Eメールにより学校名案を公募する。</li> <li>4 学校名案の公募結果を参考に、次回の検討部会で学校名案を 1 つに決定する。 ※学校名案は、次の 4 項目のいずれかに該当するものは採用しないこととする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①学校名として長すぎるもの</li> <li>②上菅田小学校や笹山小学校の通学区域以外の地名等と誤解されやすいもの</li> <li>③言いづらい、発言しづらいもの</li> <li>④人名に多いもの</li> </ol> </li> </ol> <p>※必ずしも公募数の多い名称が学校名案として採用されるものではありません。</p>
部会検討方式	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次回の検討部会で議論し、学校名案を 1 つに決定する。</li> </ol>

## 2 統合校の通学区域案について

統合校の通学区域案は、上菅田小学校と笹山小学校の通学区域を合わせた区域とし、現笹山小学校の通学区域のうち、上菅田自治会上地区と美笹台自治会の区域を竹山小学校と鴨居中学校も選択できる特別調整通学区域とすることに決定しました。なお、中学校の通学区域に変更はありません。

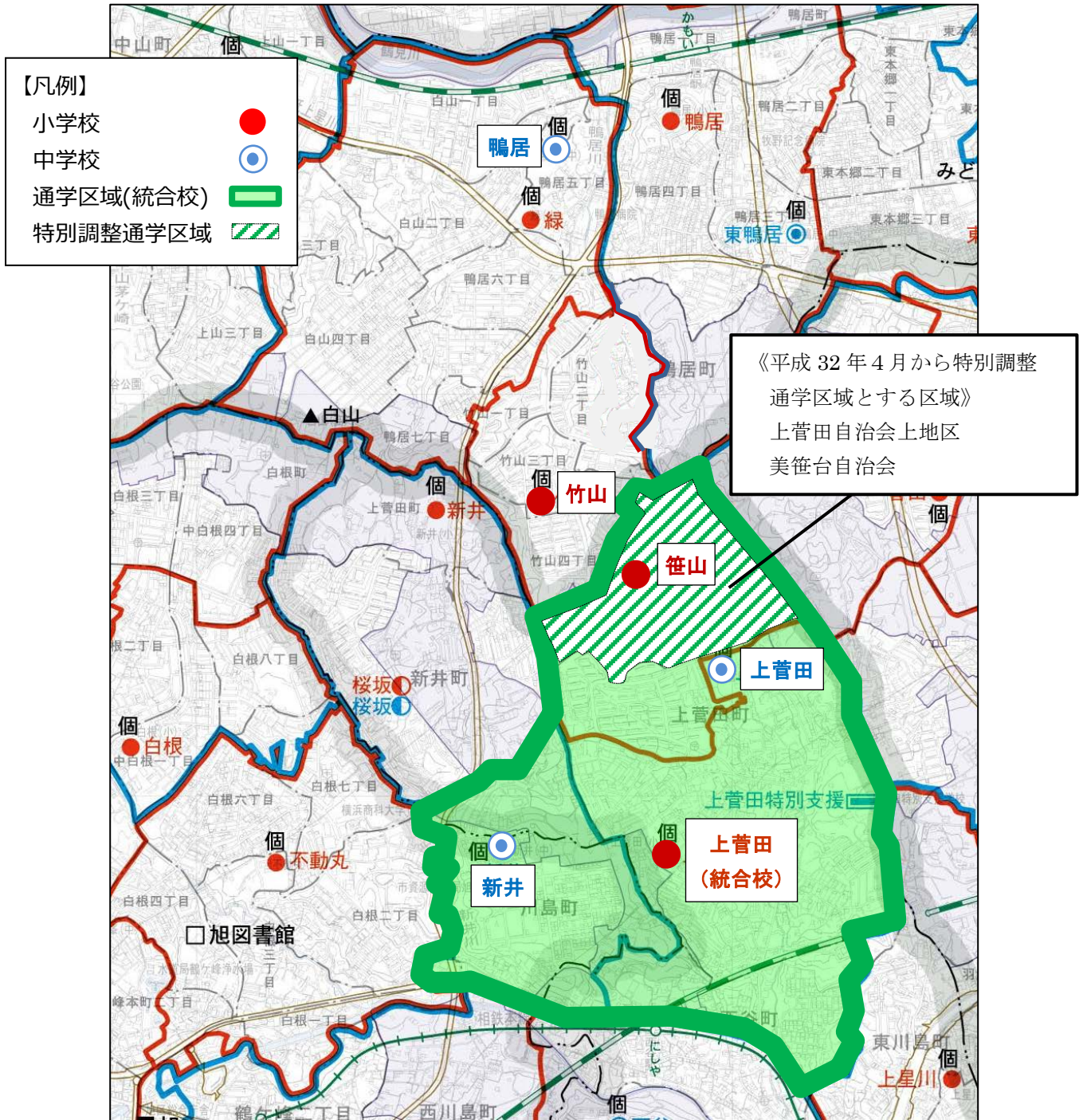
### < 統合校の通学区域案の児童 >

平成 32 年 4 月から児童（新小学 1 年生～新小学 6 年生）は原則として統合校へ通学します。

### < 特別調整通学区域の児童 >

平成 32 年 4 月から児童（新小学 1 年生・転入生）は統合校と竹山小学校を、生徒（新中学 1 年生・転入生）は上菅田中学校と鴨居中学校のいずれかを選択し、通学します。

## 【統合校の通学区域案】



### 3 通学安全点検について

統合校の通学区域案に基づき、実際に歩いて危険箇所等を確認するため、通学安全点検を実施することとなりました。

### 4 統合校の統合時期について

統合校の使用校舎となる上菅田小学校の保有教室数は 25 教室ですが、上菅田小学校と笹山小学校が統合すると、平成 35 年度までの推計期間中に一般学級数は最大 29 学級となり、4 教室の教室不足が生じる見込みです。

そのため、教室不足への対応として、現上菅田小学校で児童を受け入れる場合は、内部改修工事や仮設校舎工事を実施することとなりました。なお、仮設校舎工事を実施する場合には、グラウンド部分に配慮し対応することとなりました。

統合校の統合時期について、事務局から平成 31 年 4 月または平成 32 年 4 月の 2 案を提案し、説明を行いました。議論の結果、本部会では、統合校の統合時期は平成 32 年 4 月に決定しました。

平成 31 年 4 月に統合	平成 32 年 4 月に統合
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 30 年度の 1 年間に両校の児童や P T A の交流を深め、両校の関係づくりを進めていくことができる。</li> <li>○ 両校の校長を中心に教職員が連携しながら、統合校での教育内容や行事などを検討することができる。</li> <li>△ 工事期間が平成 30 年度の 1 年間となり、内部改修工事など限定的な対応となる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 30～31 年度の 2 年間に両校の児童や P T A の交流を深め、両校の関係づくりを進めていくことができる。</li> <li>○ 両校の校長を中心に教職員が連携しながら、統合校での教育内容や行事などを検討することができる。</li> <li>○ 工事期間が平成 30 年度から平成 31 年度の 2 年間となり、内部改修工事や仮設校舎工事など幅広く対応を検討することができる。</li> </ul>

**【参考 1】児童数推計（上菅田小学校と笹山小学校が平成 31 年 4 月に学校統合すると仮定し算出）**

		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
上菅田小学校	児童数	720	769	843	867	878	891	873
	学級数	22	24	25	26	26	26	26
笹山小学校	児童数	84	100	92	90	89	85	85
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
統合校	児童数	/		935	957	967	976	958
	学級数	/		28	28	28	29	28

※児童数、学級数は、一般学級の児童数・学級数を記載しています。

**【参考 2】現上菅田小学校での工事スケジュール（案）**

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34
内部改修工事		設計 → 工事	●学校統合			
仮設校舎工事		設計 →	→ 工事	●学校統合		

※工事の進め方や内容によっては工事期間が変更となる場合があります。

**5 統合後の現上菅田小学校の施設整備について**

本部会の意見としては、現上菅田小学校の建替えを要望することが決まりました。

上菅田小学校の校舎の老朽化と施設配置上の課題を解消し、望ましい学校施設の整備を実現するためには、検討期間を設けて施設整備を進めていく必要があります。そのため、統合後の現上菅田小学校の施設整備については、本部会とは別に新たな検討の場を設けることとなりました。

※ 第 4 回部会開催後、市の方針として、現上菅田小学校の建替えが決定しています。

**6 主な発言や意見**

各委員から、統合校の通学区域案や学校名案の選定方法、統合時期などについて、発言等をいただきました。

（凡例 ☆：各委員の発言 ⇒：事務局の説明）

**【統合校の学校名案の選定方法について】**

☆ 学校名案の選定方法の過去の事例について、詳しく教えてください。

⇒ 過去の事例では、子どもたちが自分の通う学校についてイメージを持ってもらえるように、子どもたちから募集することが非常に多いです。

☆ 多くの人が愛着を持てるような学校にしていきたいと思います。学校の名前は顔なので、多くの意見を集めて検討できたらいいのかなと思います。

**【統合校の通学区域案について】**

☆ 上菅田自治会上地区は統合校の学区の一番北側の端で、統合校までの通学距離も長いので、竹山小も選択できる特別調整通学区域があっても良いと考えます。

☆ 上菅田自治会上地区が、もし特別調整通学区域の設定に賛同されるのであれば、美笹台自治会も入れていただけると大変ありがたいと思います。

### 【統合校の統合時期について】

- ☆ 統合時期については、大規模改修を見据えて、施設整備が終わるまで統合を先送りにするという考え方はいけないのでしょうか。
- ⇒ 施設整備にあたっては、地域の皆さんの思いをまとめるのに時間がかかると思います。子どもたちがたくさん友達と学び、成長できるような環境をつくるということから、平成31年度か平成32年度に統合するのが望ましいと考えています。
- ☆ 統合校が28、29学級と、適正規模ではなく大規模校となってしまうことが気になっています。
- ⇒ 統合校の使用校舎となる上菅田小学校の敷地は、小学校の平均敷地面積よりもかなり広く、整備を行い、受入れができる施設をつくれれば、大規模校であっても適正規模校と何ら遜色のない対応ができます。
- ☆ 在校生への影響が一番重要だと思うので、在校生にとって心配のない環境を確保して欲しいです。上菅田小学校の内部改修以外にも、様々な案が考えられるので、平成32年4月の統合に賛成です。
- ☆ 統合時の学級数についても、内部改修工事により児童を受け入れることはできるようですが、工事作業が子どもたちの学習の邪魔にならないよう配慮いただくことを要望したいと思います。
- ☆ 2年間かけて、児童の受入れや教職員の人事等、必要な対応をすすめるためには、平成32年4月に統合するのがいいと思います。
- ☆ 仮設校舎を設置する場合、グラウンドの広さはどうなるのでしょうか。
- ⇒ 上菅田小の施設が狭あいだという声もいただいているので、両校の保護者やお子さんのことを考え、グラウンドが狭あいにならないよう、学校長と調整していきます。
- ☆ 施設整備のところで、増築工事も含めて設計に2年かかるとのことですが、2年間も必要なのでしょうか。
- ⇒ 設計期間には、近隣住民への説明や法令上の規制のクリアなども含まれています。近隣住民や地域の皆さんにご理解いただく期間を考えると、やはり2年間は必要ではないかと思います。
- ☆ 何が起るかわからないので、統合時期は「原則、平成32年4月」としていただきたいです。

### 【統合後の現上菅田小学校の施設整備について】

- ☆ 学校の建替えは行っていただきたいと思います。
- ☆ 本部会の要望として、現上菅田小学校の施設整備については、建替えを前提とした大規模改修を要望することに決定しますが、施設整備については、新たに別の検討の場を設け、皆様から積極的にご意見をいただきたいと思います。

## 7 検討部会に寄せられた主な意見・質問

- ・上菅田小と笹山小の2校の通学区域を合わせると通学区域が広すぎると思います。
- ・通学路の安全はどのように確保するのでしょうか。
- ・少人数の笹山小学校の児童が、大人数の上菅田小学校の児童に馴染めるのか不安です。

### ◆第5回検討部会について

日 時：平成29年10月16日（月）10時30分から 会議は非公開とすることを決定しました。  
会 場：上菅田中学校 図書室  
検討内容：統合校の学校名案及び通学安全等について

### ◆傍聴について

### ◆「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議案内や会議録、ニュースについては、ホームページからもご覧になれます。  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakku/shoukibo/20170418122655.html>

### ◆事務局（お問い合わせ先）

広く皆さまからのご意見やご質問を受け付けております。  
ご意見やご質問は、EメールまたはFAXにてお願いいたします。  
横浜市教育委員会事務局学校計画課  
Eメール：ky-hodogaya2017@city.yokohama.jp

F A X：045-651-1417 T E L：045-671-3253



## 通学区域制度の審議にあたって

### 1 学校規模適正化等検討委員会での審議スケジュール（予定）

今回及び次回の会議において、2回にわたって**通学区域制度**について審議を行います。

	学校規模適正化等検討委員会開催予定	時期（予定）	審議内容
①	29 年第 2 回	29 年 8 月	現行基本方針の振返り
②	29 年第 3 回	29 年 10 月	通学区域制度（1 回目）
③	29 年第 4 回	29 年 11 月	通学区域制度（2 回目）
④	29 年第 5 回	30 年 1 月	学校規模適正化（1 回目）
⑤	29 年第 6 回	30 年 3 月	学校規模適正化（2 回目）
⑥	30 年第 1 回	30 年 5 月	最終とりまとめ【答申】

（注）審議の進捗に応じて、開催時期や実施回数が変更する可能性があります。

### 2 通学区域制度に係る審議事項

#### （1）29 年度第 3 回会議における審議項目

- ・ 通学距離等について（資料 2-2）
- ・ 通学区域線について（資料 2-3）
- ・ 通学区域弾力化制度について（資料 2-4）

#### （2）次回会議（29 年度第 4 回会議）について

次回 29 年度第 4 回会議においては、通学区域制度に関してより掘り下げた審議を行うとともに、基本方針見直しの方向性について、一定の整理を行います。

## 通学区域制度 <その1> 通学距離等について

### 1 審議にあたって

- ① 本市の現行基準に対し、他都市においては、多様な通学手段を容認し、より長い距離基準設定など、柔軟な基準・運用としていること
- ② 他都市において、学校規模適正化の方策としてスクールバス運行などの通学支援を積極的に実施している事例があること

### 2 本市における通学距離等に係る現行の基準（現行の基本方針(22年12月～)）

通学距離 通学方法	横浜市では、市域の大半が市街地であり、その道路交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則とする。徒歩での通学を前提に、児童・生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内とする。
通学安全	児童・生徒の通学時における安全を確保するため、道路交通事情をはじめとする通学路の安全環境を見極めた上で通学区域の設定・変更等を検討する。

#### 【参考】従前の基準（15年12月～22年12月の現行基準策定まで）

通学距離 通学方法	横浜市では、市域の大半が市街地であり、その交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は困難であり、徒歩による通学を原則とする。 徒歩での通学を前提に、児童・生徒の体力、生活に対する影響などを考慮し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内とする。
通学安全	児童・生徒の通学時における安全を確保するため、道路交通事情をはじめとする通学路の交通環境を見極めた上で通学区域の変更等を検討する。

(注) 通学距離等の基準について、従前のもの(15年12月)と見比べると、ほとんど相違はありません(下線は現行基準と異なる部分)。なお、従前の基準を設ける際の検討経過を確認すると、基本方針策定当時、横浜市における平均的な大きさの通学区域を持つ学校において、徒歩通学の最大時間が、おおむね小学校で30分(≒2km)、中学校で40分(≒3km)であることを考慮しています。

### 3 国における考え方

(27年1月27日 文部科学省通知・

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について」より転載(一部加工)

#### 学校の適正配置(通学条件)

- 学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件(通学距離、通学時間など)を考慮することが必要です。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

#### 【通学距離による考え方】

- 国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件(※)として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。
- 徒歩や自転車による通学距離の基準を定めている市町村も相当数ありますが、そのほとんどが小学校で4km以内、中学校で6km以内又はそれ以下の距離を基準として定めており、中には、地域の通学路の実態を踏まえ、徒歩と自転車異なる基準を設けているところもあります。
- なお、小学校5年生と中学校2年生を対象に、通学距離とストレスとの関係を調べた研究によると、小学校で4km以内、中学校で6km以内という通学距離の範囲においては、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、ストレスが大幅に増加することは認められませんでした。
- これらを踏まえれば、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

#### (※) 国庫負担に関する関係法令(通学距離に関する規定を抜粋)

##### ■ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 2分の1

##### ■ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第3項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること



### 【通学時間による考え方】

- 他方、児童生徒の実際の通学の状況を見た場合、スクールバスの導入事例や多様な交通機関の活用事例が増加しており、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースが増えています。上述した、公立小・中学校の施設費の国庫負担においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認める場合には、4km、6kmの範囲に収まらない統合に伴う施設整備も同様に国庫負担の対象としており、実際にはスクールバス等を活用することにより、小学校で4km、中学校で6kmの通学距離を大きく上回る統合事例もあります。
- このため、通学時間の観点から各市町村の通学条件の基準を調査した結果、「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村の中では、おおむね1時間以内と設定している例が多いことが明らかになりました。また、過去の統合事例を分析したところ16、統合後の最遠方からの通学時間は10分未満～75分までと幅広いものの、9割以上が1時間以内となっていました。
- 交通機関の活用により通学時間が長くなったり、毎日の徒歩の時間が減少したりすることに伴い、体力の低下や家庭学習の時間の減少といった様々な課題も生じ得るところですが、全国的には創意工夫を生かしてこうした課題の解消を図っている事例も存在します。例えば、スクールバスの乗車時間を有効活用する観点から、音声教材の活用や図書館司書等の同乗による朗読活動を行うなどの工夫をしたり、校門から一定の距離でスクールバスから降車させ、歩数を確保する取組を行っている学校もあります。
- さらに、学校での体力づくり活動の充実や、遊具・運動場の環境整備等といった対策を行っている学校、児童生徒の疲労等に配慮し、長時間バスに乗った状態から学校での活動に入るために心身の状態を円滑に切り替えていく観点から、学校に到着した後、軽い運動を行う時間を設けている学校もあります。
- 以上のようなことを総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。
- なお、特に小学校の場合、通学距離や通学時間を検討する上では、低学年の児童と高学年の児童との体力の違いも考慮に入れる必要があります。地域の実情や児童生徒の実態に応じて適当と判断される場合には、例えば、低学年については分校に通わせ、高学年になったら本校に通わせるといったことも一つの対応策として考えられます。
- 【各地域における主体的検討の重要性】**
- いずれにしても、各地域が抱える課題や実情は様々であることから、通学距離や通学時間についても機械的に本手引の考え方を適用することは適当ではありません。各市町村においては、児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件、学校統合によって生じる様々なメリット、通学時間が長くなることによるデメリットを緩和したり、解消したりする方策の可能性、その際の学校・家庭・地域・行政の役割分担の在り方などの観点を全体的に勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要があります。

### 4 他都市の状況・その1<政令市>

	小学校	中学校	通学時間	計画方針	方針の施行年
札幌市	概ね2km以内	概ね3km以内		学校規模の適正化に関する基本方針	H19年12月
仙台市	概ね4km以内	概ね6km以内		仙台市小・中学校の一定規模確保に向けた基本方針	H27年7月
さいたま市	基準なし	基準なし		基準なし	
千葉市	概ね4km以内	概ね6km以内		千葉市学校適正配置実施方針	H27年10月
川崎市	基準なし	基準なし		川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方	H15年12月
相模原市	概ね4km以内	概ね6km以内	概ね1時間以内	相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針	H29年3月
新潟市	4km以内	6km以内		新潟市立小中学校の適正配置基本方針	H23年10月
静岡市	4km以内	6km以内	概ね1時間以内	静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針	H28年9月
浜松市	概ね4km以内	概ね6km以内	概ね1時間以内	浜松市学校規模適正化基本方針	H28年3月
名古屋市	概ね2km以内	概ね3km以内		名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針	H22年3月
京都市	基準なし	基準なし		基準なし	
大阪市	基準なし	基準なし		学校配置の適正化の推進のための指針	H26年3月
堺市	基準なし	基準なし		小規模校対策基本方針	H14年8月
神戸市	2km以内	3km以内		神戸市立学校園のあり方懇話会報告	H22年4月
岡山市	基準なし	基準なし		岡山市立学校の適正規模化についての基本的な考え方	H25年3月
広島市	基準なし	基準なし		基準なし	
北九州市	概ね4km以内	概ね6km以内		北九州市立小・中学校規模のあり方について	H26年3月
福岡市	概ね2km以内	概ね3km以内		福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針	H21年3月
熊本市	4km以内	6km以内	徒歩で30分以内	熊本市学校規模適正化基本方針	H26年6月

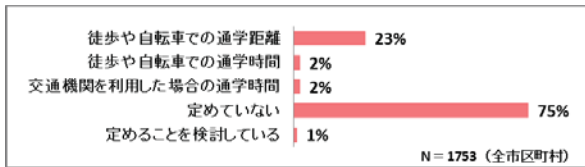
(注) 各都市のホームページを参考に作成

### 【参考】政令市・19都市中（横浜市を除く）の距離基準の設定状況

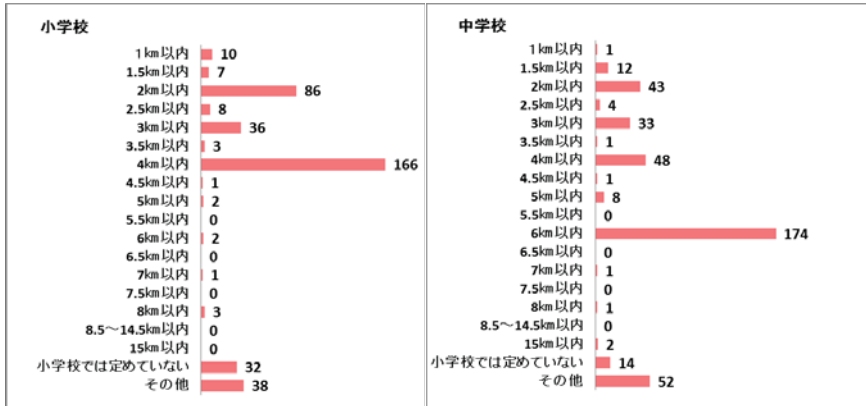
- ・小学校2キロ以内、中学校3キロ以内 : 4都市
- ・小学校4キロ以内、中学校6キロ以内 : 8都市
- ・基準を定めていない : 7都市

5 他都市の状況・その2 <全市町村> (26年5月文部科学省による実態調査・抜粋)

(1) 児童生徒の通学について距離や時間の基準の有無

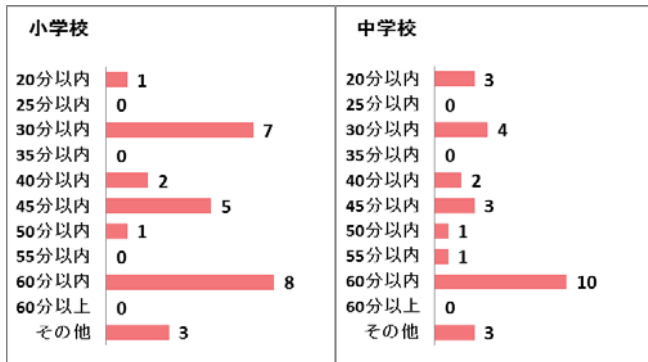


(2) 市町村で定めている通学距離や時間などの基準 <徒歩や自転車での通学距離>



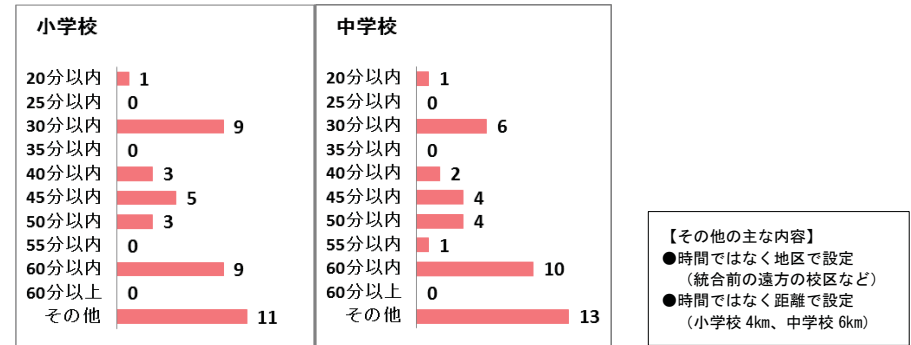
N=395(徒歩や自転車での通学距離の基準を定めている市区町村)

(3) 市町村で定めている通学距離や時間などの基準 <徒歩や自転車での通学時間>



N=27(徒歩や自転車での通学時間の基準を定めている市区町村)

(4) 市区町村で定めている通学距離や時間などの基準<交通機関を利用した場合の通学時間>



N=41(交通機関を利用した場合の通学時間の基準を定めている市区町村)

【その他の主な内容】  
●時間ではなく地区で設定  
(統合前の遠方の校区など)  
●時間ではなく距離で設定  
(小学校4km、中学校6km)

(5) 徒歩・自転車以外で導入している通学手段

	小学校		中学校	
	実数	全公立小学校に占める割合※	実数	全公立中学校に占める割合※
① スクールバス	2788校	14%	1442校	15%
② 路線バス活用	1330校	6%	934校	10%
③ コミュニティバス活用	408校	2%	199校	2%
④ スクールボート	4校	1%未満	9校	1%未満
⑤ 借上げタクシー	429校	2%	170校	2%
⑥ 保護者の送迎経費に補助	462校	2%	306校	3%
⑦ その他	165校	1%	144校	1%

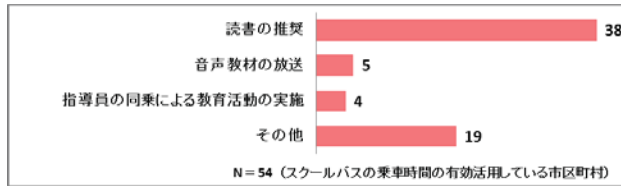
※全公立小学校 20,558校 全公立中学校 9,707校(平成26年度学校基本調査速報値)

(6) スクールバス導入に伴う工夫

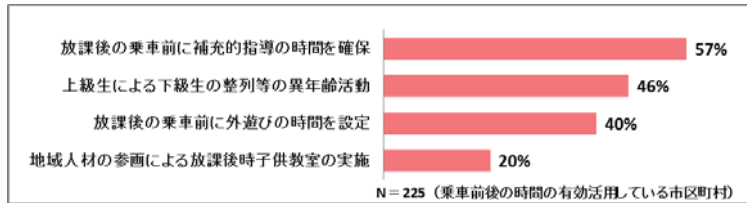
	1 殆どの学校で取り組まれている	2 多くの学校で取り組まれている	3 一部の学校で取り組まれている	4 殆ど取り組まれていない
① 乗車指導・安全指導の継続的実施	91%		3%	3%
② 停留所の安全確保	82%		6%	7%
③ 運行ルート等の設定に係る地域・PTA等との協議	70%		4%	17%
④ 保護者の輪番による同乗	1%		0%	1%
⑤ 地域住民の輪番による同乗	1%		0%	1%
⑥ 教職員の輪番による同乗	9%		3%	9%
⑦ 放課後の児童生徒の待機場所の確保	65%		6%	8%
⑧ 保護者や地域住民によるバス乗降の見守り活動の実施	27%		9%	14%
⑨ 校舎場所や停留所から自宅に帰る道筋での安全確保	53%		9%	10%
⑩ スクールバスの乗車時間の有効活用	3%		1%	2%
⑪ 乗車前後の時間の有効活用	11%		3%	8%
⑫ 長時間乗車後に授業などに集中させるための工夫	2%		0%	4%
⑬ 徒歩時間減少による体力低下防止策	12%		5%	9%

N=1037(スクールバスを導入している市区町村)

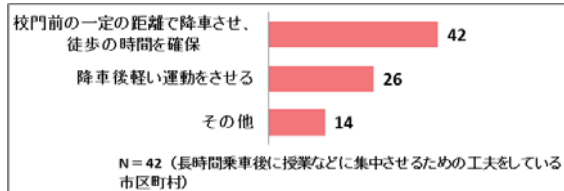
(7) スクールバスの乗車時間の有効活用



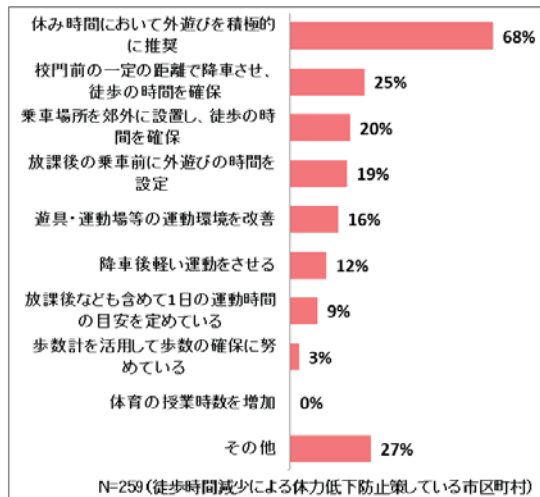
(8) 乗車前後の時間の有効活用



(9) 長時間乗車後に授業などに集中させるための工夫



(10) 徒歩時間減少による体力低下防止策



- 【その他の主な理由】
- 朝や業間の長距離走・なわとびの実施
  - 体育の授業の質的改善
  - 部活動の充実
  - 週1日のロング屋休みの導入
  - 自宅からバス停の距離の確保
  - 天候や路面状況に応じた自転車通学の奨励
  - 登校または下校の一方を徒歩とする
  - 朝や放課後の自主運動の奨励

6 通学支援策について

(1) 本市の状況

本市においては、特別支援学校についてはスクールバスを運行しておりますが、小・中学校については、徒歩通学を原則とする通学区域を設定していることから、通学支援策を実施しておりません。一部の学校では、通学距離が長い児童・生徒に対し、学校長の判断でバスや自転車などでの通学を認めているケースもありますが、その場合も支援策は行っておりません。また、指定地区外就学や特認校については、通学距離基準の例外として取扱っています。

なお、市内の小学校においては、学校、保護者（PTA校外委員など）、地域（「よこはま学援隊」など）が連携し、児童生徒の通学安全を確保していますが、過去に学校統合を実施した小学校のうち2校において、統合により通学路において幹線道路を横断する必要が生じたため、通学安全指導という理由で、警備員を配置しています。

【参考】「よこはま学援隊」とは

保護者や地域住民で構成される通学路の見守りや校舎・校門の安全管理等を行うボランティア組織。教育委員会では、希望する団体に対し、必要物品（防犯ベスト、のぼり旗等）の購入費等を支援している。

(2) 通学支援策に係る他都市の事例（各都市からの聴取りを基に作成）

	支援の目的、理由	支援内容	備考
神奈川県A市	学校統合を行う場合、統合される側の学校の児童・生徒に対する通学支援のため	スクールバスの運行、公共交通機関(バス)の定期券の現物支給など	学校統合を契機とする通学支援については距離基準を特段設けていないが、実際、支援策を実施しているエリアはA市の山間部である。
東京都B市	徒歩による通学が困難（通学距離が概ね2km以上）、身体的理由又は通学の安全確保のため	交通機関を利用する児童・生徒の通学費補助金(2/3補助)	B市では、当該通学支援策を実施していることを理由に、望ましい通学距離基準を概ね2kmとしている。
東京都C区	局所的な人口急増対策のため、また、小規模化した学校の児童・生徒数確保のため（保護者が希望する場合、指定の学校ではなく区内の別の学校（特認校（小規模校））への入学を可とするもの）	人口急増地域の学区の児童を対象に、小規模校である特認校を選択する場合、特認校までの通学安全を考慮しスクールバスを運行している。スクールバスの運行は特認校を選択するうえでのインセンティブとして機能している。	スクールバス運行のほか、特認校における特色ある教育も保護者の注目を集めている様子である。

7 その他（東日本大震災を踏まえて）

現行の基本方針は、東日本大震災の発生前に策定（22年12月）されているため、見直し検討にあたっては、震災以降の危機管理対策の拡充や学校・保護者の意識の変化などを考慮する必要があります。

東日本大震災の発生日、児童・生徒の安全確保のため、大半の学校で集団下校や校舎での預かり（留め置き）を実施しています。その後、23年7月の学校防災計画改訂により、大規模地震が発生した場合、児童生徒の預かり（留め置き）を行うことになっています。また、預かりを行った場合は、保護者が引取りに来るまで、教職員は安全な場所で児童生徒に付き添うとともに、保護者に繰り返し連絡することが計画し、明記されています。

保護者としては、発災時に子どもを引取りに行く必要性から、（通学区域外の通学区域特認校などではなく）自宅に近い学校に子どもを通わせたいという意識が高まっていると考えられます。

【参考】東日本大震災・発生時の市内学校における対応

		集団下校	預かり (留め置き)	特別になし	その他
小学校	学校数	145	149	5	46
	%	42	43	1	13
中学校	学校数	100	8	13	25
	%	68	5	9	17
高校	学校数	0	1	0	8
	%	0	11	0	89
特別支援 学校	学校数	0	6	0	6
	%	0	50	0	50

その他	・余震の状況を見て留め置き ・短時間留め置き、その後道路等の状況を確認後集団下校
-----	---

## 通学区域制度 <その2> 通学区域線（学区線）について

### 1 審議にあたって

- ① 小中一貫教育の推進にあたって、小中ブロックについては、学区が完全に重なり合わないケースが多いこと
- ② 学校と地域活動との関係が密接になる中で、通学区域が区や連合町内会などの境界と一致しないケースが少なくないこと

(注) 学区線のあり方を検討するうえで、学区は長年、地域に根付いてきていることについて考慮が必要です。また、児童・生徒にとって、あるいは地域にとって、学区と区境などが一致していないことでどのようなデメリットが生じているか、検証が求められます。

### 2 小・中ブロックについて

#### (1) 小中一貫教育の推進について

横浜市では、本市で取り組む小中一貫教育を「横浜型小中一貫教育」とし、敷地や校舎を共有するなどの物理的な条件に関係なく、小・中学校の教職員が情報交換や連携を行い、義務教育9年間の連続性を図った小中一貫カリキュラムに基づく教育活動を推進することとしています。義務教育9年間の連続性のある教育を推進することによって、児童生徒の学力向上と児童生徒指導の充実を図り、「横浜教育ビジョン」で示された『横浜の子ども』を育成(※1)することを目的としています。

中学校区を基本としたブロック(29年度は139ブロック(※2))ごとに、小・中学校の教職員が協働して、児童生徒指導の充実を図り合同授業研究会の実施等による学力向上を目指しています。また、ブロックごとの特色や状況に応じて、学校行事や部活動等を通じた児童生徒交流、地域と連携した合同防災訓練、中学校の教員が小学校で、小学校の教員が中学校で授業を行う授業交流等の取組を進めてきました。

小中ブロックの通学区域が完全に一致し、閉じていることが望ましく、ブロックの地域特性や児童生徒の実態に即した授業時数や教育内容の配列などについて、学習指導要領の枠を柔軟に捉えて教育課程を編成し、学習、生活の両面で9年間一貫した緩やかで確実な教育活動を行うことが可能となります。

これらの取組により、いわゆる「中1ギャップの軽減」、児童生徒指導等をはじめとした教育課題への小・中連続した対応の実現等の成果が見られています。また、小中合同授業研究会の実施や小・中教職員の交流を通して、相互理解の深まりや小中一貫教育に対する意識の向上等が見られています。

#### (※1) 『横浜の子ども』の育成について(「横浜教育ビジョン(18年10月)」より)

横浜では、社会の一員として国や社会を良くしていこうとする気概や、正しい勤労観、奉仕の心などを持って、自らの人生を切り拓き、作り上げることができる「市民力・創造力」を兼ね備えた未来を担う「市民」の育成を目指しています。そのため、横浜の教育では、「幅広い知識と教養(知)」、「豊かな情操と道徳心(徳)」、「健やかな体(体)」という『3つの基本(知・徳・体)』と、「公共心と社会参画意識(公)」、「国際社会に寄与する開かれた心(開)」という『2つの横浜らしさ(公・開)』を最も大切に、「横浜の子ども」を育てています。

#### (※2) 小中のブロック数について

29年度の市内の中学校(中高一貫教育校や義務教育学校の後期課程を除く)は、143校ですが、ブロック数は139となっています。これは「2中3小」など、複数の中学校で1つのブロックを形成しているケースがあるためです。

### 【参考】小中一貫教育推進ブロックの状況

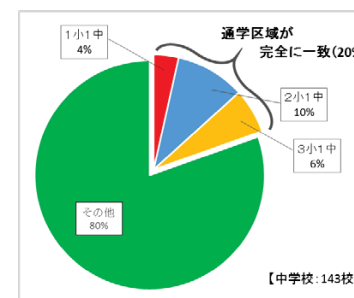
横浜型小中一貫教育推進ブロックは、中学校の通学区域を基本とし、「接続型」、「協働型」、「連携型」の3種類のブロック(計139ブロック)を形成しています。

① 接続型	1中1小 15ブロック	〔軽井沢、西、藤の木、旭、上白根、左近山、鶴ヶ峰、本宿、若葉台、南瀬谷、野庭、根岸、小田、西柴、新羽〕
② 協働型	1中2小 63ブロック 1中3小 39ブロック 1中4小 18ブロック	<計120ブロック>
③ 連携型	2中3小 2ブロック 2中4小 1ブロック 2中6小 1ブロック	上菅田中・新井中ブロック、並木中・富岡東中ブロック 本牧中・大鳥中ブロック あざみ野中・すすき野中ブロック

#### (2) 小学校と中学校の通学区域の関係

##### ア 小学校と中学校の通学区域の関係

小学校と中学校の通学区域の関係について、(2つの中学校による「連携型」も含めたブロックという概念ではなく、)中学校ごとの学区が小学校の学区を包含しているか確認すると、学区が完全に重なり合うケースは2割程度に過ぎません。



【参考】横浜市教育委員会調べ

(注) 小中の学区が完全には重ならないケースが約8割と大半を占めます。ただし、学区は完全には重ならないものの、ずれが生じているのは部分的と思われる。このため、小中ブロックに一致していない区域に住む生徒は少数と推測できます。

(保土ケ谷区の場合:小中ブロックに一致しない区域に住む生徒の割合 1割弱)

##### イ 小学校と中学校の通学区域が一致しない場合の対応方法

小学校と中学校の通学区域が一致しない場合も、ブロック内の小中学校で横浜型小中一貫教育を進めています。

小学校からブロック外の中学校へ進学する際は、子どもにとって、9年間を通じた緩やかで確実な成長の場となるよう、小学校における生活・学習の状況、取組内容等を進学先の中学校へ伝え、情報共有して連携を図るようにしています。

通学の状況や児童・生徒数の増減、それに伴う学校の統廃合等の諸事情により、ブロック構成を見直す必要が出てきた場合には、子供や保護者、地域、そして教職員の総意を受けて、ブロック内の学校長が判断し、教育委員会に連絡・相談し、変更することができるようにしています。

### 3 地域コミュニティとの関係

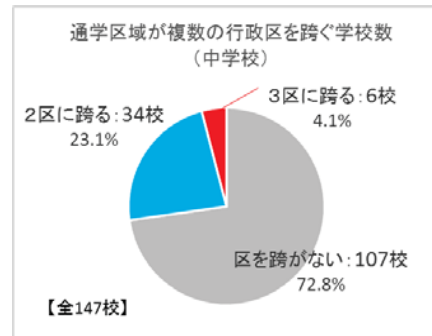
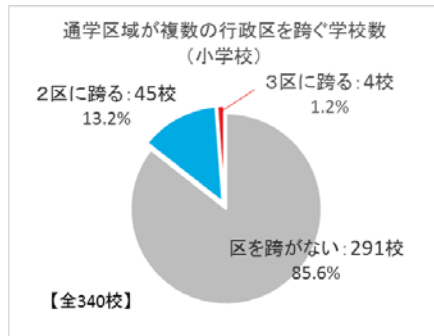
本市では、連合町内会や地区社協（地区社会福祉協議会）をはじめとする地域の団体が中心となり、区役所や消防・警察などの関係機関と連携し、身近な課題の解決に向けた地域活動がきめ細かに実施されています。具体的には、行政区（人口：10万～35万人）をひとつのまとまりとして、高齢者、障害者、子育て世帯などに対する見守り活動、子ども会活動や青少年の健全育成など子どもに関する取組、防犯パトロールや防災訓練など安全安心の取組、公園・街の美化活動など、様々な地域の活動が推進されています。

市内の小・中学校においては、大半の学校が地域防災拠点に位置付けられるとともに、学校開放（教育施設の地域開放）による地域における文化・スポーツの振興、学校運営協議会を通じた地域参加型の学校運営など、学校と地域の繋がりはますます密接となっています。また、区役所を中心に、学校を核として地域コミュニティを活性化していこうとする機運も高まってきています。さらに、P T A活動は、現役世代が地域活動に触れる機会でもあり、P T A役員がその後地域活動の担い手となるケースも見られます。

こうした中、通学区域と区境との関係について確認すると、複数の区に跨る小・中学校の学区は少なくなく、地域における様々な調整（※）が煩雑となる傾向があります。また、区境のほかに、地区連合町内会や地域防災拠点などの対象エリアについても、通学区域と一致しているわけではありません。

（※）地域における様々な調整が煩雑となると思われるもの

- ・ 区体協（区体育協会）が主催する区民大会（小学生の部）への参加調整
- ・ 通学路やスクール・グランドの安全対策における、複数の警察署や土木事務所との調整
- ・ 区民児協（民生委員児童委員協議会）や区子連（区子ども会）と学校との調整
- ・ 複数の区連会（区連合町内会）への学校長の出席



【参考】横浜市教育委員会調べ

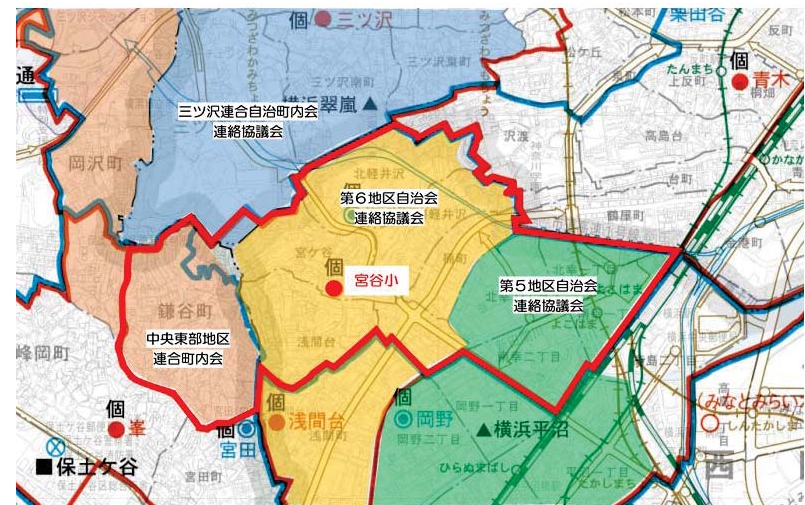
### 【参考】宮谷小学校（西区）の通学区域について

#### ① 行政区境（黄色の点線）と通学区域（赤の実線）

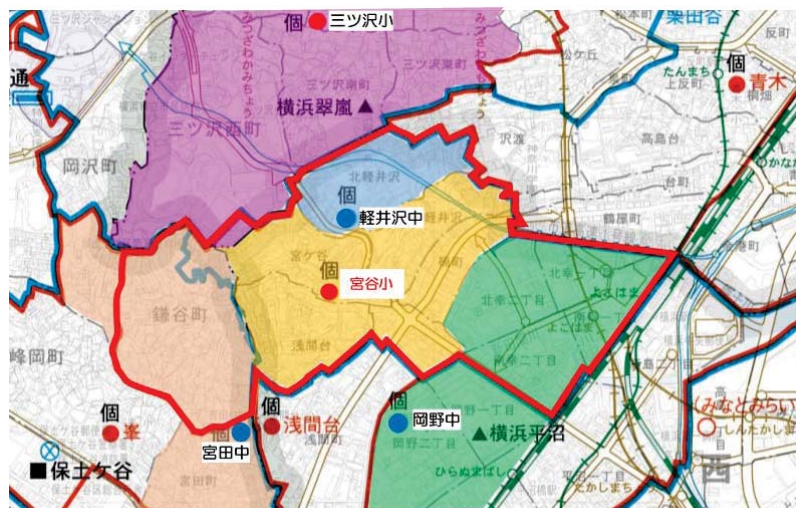


（注）青の実線は中学校の通学区域です。

#### ② 連合町内会のエリア（色塗り）と通学区域



③ 地域防災拠点の対象地域（色塗り）と通学区域



【参考】地域コミュニティに関する組織や施設の対象エリア

	エリアの考え方など
<p><b>地区連合町内会</b></p> <p>(注) 地域によっては名称が多少異なる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の町内会や自治会（「単会」）の集合体。一般的に10～20程度の単会により構成されています。</li> <li>※例えば、西区第6地区自治会町内会連絡協議会（宮谷小周辺の地区連合町内会）は21の単会によって構成されています。</li> <li>・地域に共通する課題や、単会では行うことが難しい、効果が小さい、非効率であるなどの取組みに、近隣の自治会・町内会が協力して取り組んでいます。また、単独の自治会・町内会にとどまらない、より広域的な地区としての意見・要望を行政機関などに伝え、調整する役割も担っています。</li> <li>・さらに、地区連合町内会の会長により区ごとに区連合町内会（区連会）が構成され、地区連合町内会相互の情報交換などが行われています。</li> </ul>
<p><b>地域防災拠点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災拠点とは、地震などで家が倒壊したり消失したりして住む場所がなくなった人が一定期間避難生活を送る場所です。</li> <li>・拠点の運営については、地域の相互扶助をベースに、地域・行政・学校の三者で地域防災拠点運営委員会が組織されており、災害に備え、日頃から情報の受伝達や避難者受入れなどの訓練が行われています。</li> <li>・被害想定を踏まえ、区役所が小・中学校などを地域防災拠点として指定しています。地域防災拠点ごとに、町丁目（あるいは番地）単位で対象地域が決められています。各拠点では、クラッカー1,000食分、保存パン1,000食分、水缶詰2,000缶などの備蓄を行っています。</li> </ul>
<p><b>地域ケアプラザ</b> (地域包括支援センター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケアプラザは、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせる地域をつくっていくための拠点として、地域の福祉・保健活動を支援し、福祉・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設です。</li> <li>・市内において、概ね中学校区（地域の方が歩いて行ける日常生活圏域）に1箇所設置されることになっています。</li> </ul> <p>&lt;地域ケアプラザの主な機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のボランティア等の活動・交流の拠点</li> <li>・福祉保健に関する相談・支援</li> <li>・介護予防支援・居宅介護支援</li> <li>・介護予防通所介護・通所介護（デイサービス）</li> </ul>

## 通学区域制度 <その3> 通学区域の弾力化について

### 1 審議にあたって

- ① 特別調整通学区域、指定地区外就学許可ともに、安定的に制度が運用されていること  
 ② 一方、通学区域特認校制度については、指定数校、利用者数(申請者数)ともに減少傾向にあることから、制度のあり方について見直しが必要となっていること

### 2 本市における通学区域弾力化について

	制度概要	現行の基本方針における記載内容
(1) 特別調整通学区域制度	学校の施設及び、通学路の状況等を考慮し、指定校(正規校)又は教育長が定める指定校以外の学校(受入校)のいずれかを選択できる制度	通学区域の適正化などの観点とあわせて、市民ニーズへの対応など学校選択の機会を拡大していく観点から、特別調整通学区域の設定の検討を進める。
(2) 指定地区外就学許可制度	児童・生徒のおかれた個々の事情を判断し、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度	これまで許可基準の緩和や申請手続きの簡素化を図ってきたが、今後も引き続き制度を周知する工夫や、必要に応じて許可基準の見直しを検討する。
(3) 通学区域特認校制度	保護者が、真に通学区域特認校の有する特色の中で児童・生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外から通学状況等の条件について考慮したうえで、その通学区域特認校への就学を認める制度	特認校各学校の特色面や、制度の認知度の面など、制度導入から現在までの課題となる部分の解消を含め、引き続き現行制度をより周知するための取組を進めるとともに、現在の制度内容の見直しを検討する。

#### 【参考】指定地区外就学許可制度の許可理由

	許可理由
① 遠距離	新入学時、転入学時において、指定された学校が遠距離(指定校までの距離が、小学生は片道2km以上、中学生は片道3km以上)にあるため、指定校よりも近くの学校に通学を希望する場合(ただし、単に通学距離のみで判断するのではなく、所要時間、通学経路等の諸要件も勘案のうえ、弾力的に対応する)
② 病気等	病気等のため指定された学校ではなく、近くの学校に通学を希望する場合
③ 引越済だが支障なし	今まで通学していた学校の通学区域外に引越したが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合
④ 引越予定	学年途中で引越す予定があり、通学等に支障がないので、あらかじめ引越し先の区域の学校に通学を希望する場合
⑤ 一時引越	自宅の新築、改築等に伴い、通学している学校の通学区域外に一時的に引越すが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合
⑥ 帰宅後監視者なし	保護者が共働き等で帰宅後監視者がいないため、放課後児童クラブ(はまっ子、キッズクラブは除く)、自営店舗など下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合
⑦ 兄妹関係	既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合
⑧ 部活動	中学校新入学時、転入学時において、小学校時代若しくは転入学直前の中学校で部活動として、特定の文化・スポーツ活動に取り組んできたが、指定された中学校に従前から取り組んでいた内容の部活動が設置されていないため、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある近隣の中学校のうち自宅から最も近くの中学校に通学を希望する場合
⑨ 教育的配慮	児童生徒等の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断したとき

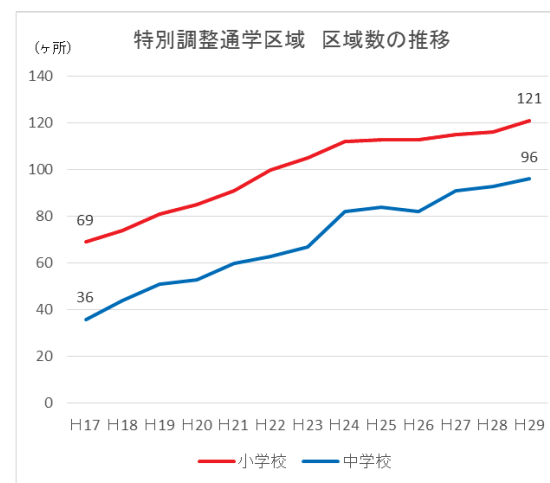
(注) 17年4月の事務取扱要綱改正(「部活動」の項目が追加)以降、許可理由は追加されておりません。

### 3 各制度の運用状況

#### (1) 特別調整通学区域制度

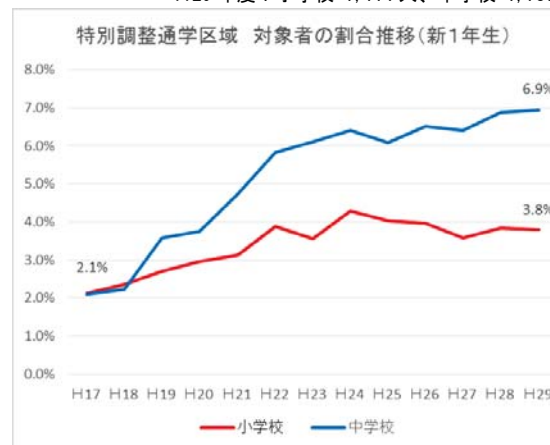
データのある平成17年度と比較すると、特別調整通学区域の設定数は増えてきていますが、平成24年度頃からその伸びはやや鈍化しています。このため、対象者(新1年生で見た場合)の割合も、近年、横ばいに推移しています。また、区域設定において、「学校規模の適正化」、「住民要望・地域コミュニティ」、「指定地区外就学の常態化解消」が主な目的となっています。

ア 区域数 H17年度：小学校 69ヶ所、中学校 121ヶ所  
 H29年度：小学校 36ヶ所、中学校 96ヶ所



【出典】  
 横浜市教育委員会調べ

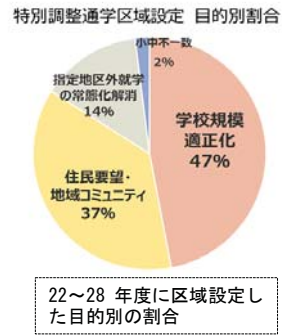
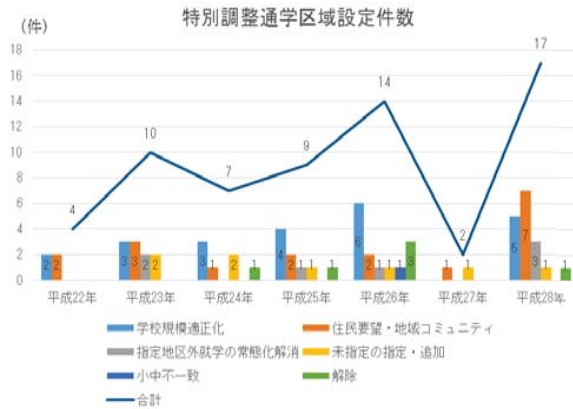
イ 対象者(新1年生) H17年度：小学校 689人、中学校 494人  
 H29年度：小学校 1,114人、中学校 1,737人



【出典】  
 横浜市教育委員会調べ



ウ 設定の理由・目的別割合

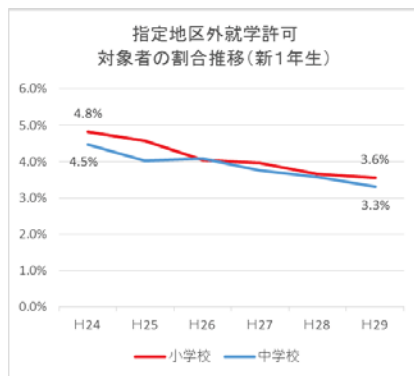


【出典】横浜市教育委員会調べ

(2) 指定地区外就学許可制度

新1年生で見た指定地区外許可制度による就学者数は、小中学校ともに減少傾向にあります。当制度は個々の児童・生徒の置かれた状況に応じて、適用していくものであり、引き続き制度を継続していく必要があります。なお、「指定地区外就学の常態化解消」を目的とする特別調整通学区域設定が、指定地区外就学の減少傾向の一因となっていると推測できます。

対象者（新1年生） H24年度：小学校 1,400人、中学校 1,172人  
H29年度：小学校 1,045人、中学校 1,737人

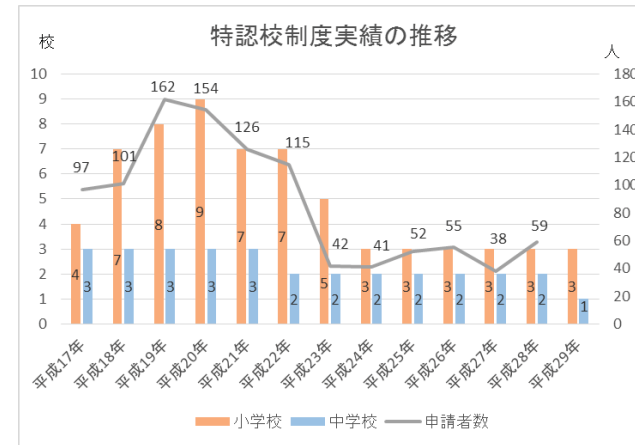


【出典】横浜市教育委員会調べ

(3) 通学区域特認校制度

当制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しており、特に、23年度の申請者数の減少が顕著となっています。この要因としては、東日本大震災を契機として、児童・生徒の安全確保への関心の高まりや住所地の近くの学校に通わせたいという保護者の意識に変化が生じたことなどが考えられます。

また、当制度は、17年度から本市で実施していた、教育改革のモデル校として特色ある教育を推進する「パイオニアスクールよこはま (PSY)」において、通学区域の特例を認めるものとして導入した経緯があります。PSYは25年度をもって事業が終了したため、当制度のあり方について見直しを行う必要があります。



【出典】横浜市教育委員会調べ